

第十九回 参議院地方行政委員会會議録第四十七号

昭和二十九年五月二十九日(土曜日)午前十一時三十八分開会

委員の異動
五月二十八日委員長谷山行毅君辭任につき、その補欠として田中啓一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 末治君
小林 武治君

委員

伊能 芳雄君
伊能繁次郎君
木村 守江君
田中 啓一君
館 哲二君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
松澤 兼人君
笹森 順造君
加瀬 完君

國務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君
國務大臣 小坂善太郎君

政府委員

国家地方警察本部部長 齋藤 昇君
国家地方警察本部警備部長 山口 喜雄君
国家地方警察本部警務部長 石井 榮三君

法務省刑事局長 井本 台吉君
法務省人權擁護局長 戸田 正直君
公安調査庁次長 高橋 一郎君
建設政務次官 南 好雄君
郵政省監獄局長 斎藤信一郎君

事務局側

常任委員 福永与一郎君
常任委員 伊藤 清君
常任委員 三輪 良雄君

説明員
国家地方警察本部警備部長 三輪 良雄君
本部第一課長

本日の會議に付した事件

○警察法案(内閣提出、衆議院送付)
○警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(内村清次君) 只今より地方行政委員会を開会いたします。
本會議のため暫時休憩いたします。
午前十一時三十九分休憩

午後一時三十九分開会

○委員長(内村清次君) 休憩前に引続き、地方行政委員会を開会いたします。

警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。

○秋山長造君 私は先日来の総括質問を続けてお願いしたいのですが、その前に昨日の参考人の陳述に関連をいたしまして、先般新聞紙上でも警察大学のいわゆる特高教育の講習内容につきまして、いろいろ意外な事実が明らかになっておりますので、先日我々の手許に配付されましたこの警察大学の教科課程、教育内容という資料につきまして、先ず國警當局の御説明を頂きたい。御質問を続けたい、こう考えます。先ず資料の御説明をちよつとお願いいたします。

警察大学で教養をいたしておりますが、ここに書いてございまして、本科と初任幹部科と現任科と専科及び研究科、これだけあるのをごさいます。本科と申しますのは、現在警部補で警部昇任試験に合格いたしました者を今後警部以上の上級幹部となつた場合に、その階級に照らして十分に活動して頂くために必要な教養を加える、こういう意味で警部昇任試験に合格いたしました警部補を対象にいたしましてやっておりますのが本科のコースなのでございまして、これは従来は六カ月の期間を以て教育訓練をいたしておつたのでありますが、二十九年度よりここに書いてありますように期間を延長いたしました。従来の二倍の一カ年を教育期間ということにいたしました。教育の内容を充実し、将来上級幹部として十分な教育訓練を受けるようにいたしておるのであります。その教育の内容は資料にお示しております通り、訓育、法学、警察実務、一般教養の各種科目、更に術科、こういつたものが盛り込まれておるのであります。訓育は申上げるまでもなく将来の上級幹部としての心構えと申しますか、これは結局端的に申しますならば、民主主義の理念に徹しまして、基本的人權を尊重して、これを基調としての警察執行業務に当り、多くの部下を指導教養する幹部であらねばならぬということを基本といたしまして、これは大学校長みずから担当いたしましたのであります。うことにいたしておるのであります。

○政府委員(石井榮三君) それでは秋山委員の御質問の警察大学の教科課程及び教育内容につきまして若干御説明申上げます。お手許に差上げました資料で御覧頂きますとおわかりになります。お聞き取りを願いたいと思ひます。上お聞き取りを願いたいと思ひます。

次に法學はここに挙げてあります通り警察執行業務に直接関係の深い各種法律について上級幹部としての必要な知識を身につけてもらふ、こういうことをいたしておるのであります。次の警察実務はここに挙げてあります通り、各種の警察の仕事につきまして必要な面を實務に直結した観点において十分教育訓練を受ける、こういうことについておるのであります。一般教養科目につきましては、警察官の上級幹部として広く常識的各種の知識を一通り深く身につけるようにすること、ここに挙げてありますような特殊の科目について教訓いたしておるのであります。更に術科は申すまでもなく警察の仕事の性格からいたしまして、ここに挙げてありますような各種の術科を身につけておくことが幹部として、当然必要であるということからいたしまして、かように掲げておるのであります。

次に初任幹部科でございまして、これは将来の上級幹部の候補者としたしまして、一般の大学を卒業いたしました方を対象としまして、選抜試験を行つた結果、合格いたしました者を若干名採用いたしまして、これは六カ月の教養期間を以て基礎的訓練を施しまして、それから第一線の配置につける、こういうふうにいたしておるのであります。その教育内容はここにあります通り、おおむね本科学生に対して行うものとは同様になつておるのであります。

次の第三の現任科でございます。これは現に刑事、警部として勤務いたしております者を更に上級幹部といたしまして必要な常識を涵養し、又最近の警察事務に関する新しき知識を注入いたしまして、仕事の實踐の上に役立たしめよう、こういう狙いから次に掲げてありますような教育内容を盛り込んで、これは期間といたしましてはおおむね二週間乃至三週間といった短期間でやつておるのであります。従いまして、年に数回反覆繰返すということになつておるのであります。

第四の専科はこれは警部、警部補を對象といたしまして、特定の専門分野について専門的な知識技能の教育訓練を行うというのが狙いでありまして、期間は内容の如何によりまして違いますが、おおよそ一カ月程度、短い場合には三週間くらいという場合もあるものであります。二十九年年度に予定いたしております科目は次に掲げてあります通り、(一)から(四)こういうものがあるものであります。

第五の研究科と申しますのは、警部或いは刑事等の幹部を選びまして、警察に関する学術及びその運用につきまして題目を指定いたしまして、みづから調査研究をさせるというコースでございます。これは期間はおおよそ三カ月くらいにいたして、実施いたしております。極めて人数は少く、みづから調査研究をさせるということが狙いというところになつておるのであります。

以上簡単にござりますが、概略申し上げまして御参考に供します。

○秋山長造君 警察大学の講師ですね、講師は大体専任になつてゐるのですか。それともどこかと兼任になつて

いるのですか。そういう講師の陣容についてちよつとお尋ねいたします。

○政府委員(石井栄三君) 講師にはいろいろのかたがお願いしてあるのですね。普通の大学の教授のかたを講師としてお招きすることもあります。民間の学識経験のあるかたを講師としてお願いすることもあるのではありませんが、専任でなくして、その都度必要に応じてお願いをいたしておるのであります。

○秋山長造君 只今のこの御説明の中で、大体の建前はわかりましたが、この書類の中のとところに警備警察という言葉が出ておりますが、世上伝えられておる警察大学における特別警備訓練というのは、ここに書いてある警備警察についての訓練と別に関係なく、さつきの長官のお話のように行われておるのか。それとも警察大学に収容されておる学生の中から何人か選んでそういう特別な訓練をやつておるのか、その点ちよつとお伺いしたい。

○政府委員(斎藤昇君) 先ほど申しました特定のものに対して行なつております警備の關係の講習は、これとは全然別でありまして、この学生のうちから特に選んでおるといふわけではございません。現に現在警備の實際の仕事を担当しております警部補或いは巡查部長というものにつきまして、時々必要な講習を必要に応じていたしておるのであります。

○秋山長造君 ではその訓練はたまたま警察大学のこの施設を利用して行なつておるといふ以上には、警察大学と別に關係はない、こういうことですか。

○政府委員(斎藤昇君) さようでござ

います。大学校長とは全然無關係でございます。

○秋山長造君 その特別な訓練を受けるものは一体何カ月間くらいな期間を以て、そしてその教わる内容はどのようなことを教わるのか。又教える人はどういふ人がどういふ責任において教えておられるのか、その点お伺いしたい。

○政府委員(斎藤昇君) 三輪警備第一課長から御説明いたします。

○説明員(三輪良雄君) 只今のお尋ねでございますが、期間はほぼ五十日でございますが、講義といたしまして、あとの二十日につきましては実習を加えた訓練をいたしております。座学の内容といたしましては、國際情勢、国内情勢或いは革命勢力の戦略、戦術、労働農民運動に對するもの、さつきのもの、動きかけというようなことについて講義をいたします。講義をいたします者は国警本部の警視、警部で専門的に分担をいたしております者がこの講義をいたします。実習につきましては、特に専門にそういうことをやつております者が国警本部の警視、警部について、そういうものが実習の指導をいたすわけでありまして。

○秋山長造君 このまあ今の三十日講義、二十日実習訓練というお話ですが、まあそのうち当面問題になりますのは、二十日間の実習訓練の点だと思います。その点に問題をしぼつて御質問いたしますが、その前にこういう今問題にされておるような警備特別講習というものは、一体いつ頃から国警本部において始められたのか、又今日までの五十日間という期間を限つての講習でありまして、何回くらいおやりになつたか、その点。

○説明員(三輪良雄君) 始めましたのは二十六年の春からでございますが、只今までに済みましたものが十期、これは終りまして期間を置いてその次を入れますから、のべつにこれを開設しておるわけではございませんので十期であります。只今十一期が入つております。

○秋山長造君 一回について大体何人くらいおやりですか。

○説明員(三輪良雄君) 時によつて多少違いますが、三十五名内外でございます。

○秋山長造君 これはやはり國警長官のはうから全国の各府県の警察なり或いは自治警察なりに適當な人間を推薦して欲しいと、こういう形でお集めになるのか、それとも何か特定の受講生を指名して、派遣して欲しいということでお集めになるのか、その点。

○政府委員(斎藤昇君) 地方の推薦に待つものであります。

○説明員(三輪良雄君) 只今失礼いたしました。十期と申しましたが十一期今まで出ておりまして、只今十二期であります。訂正いたします。

○秋山長造君 そこで、更に具体的に伺いたしますが、先般何日でしたか、毎日新聞に衆議院の地方行政委員会における猪俣委員と齋藤長官との質疑応答、それからその後又参議院におきまして、郵政委員会永岡委員と國警本部長官との質疑応答、それからその後更に衆議院の法務委員会における山口警備部長と猪俣委員との質疑応答の概要が出ておる。それらを総合いたしますと、この警察大学の只今の特別

講習においては手紙をひそかに開封する方法、住居に忍び込む方法、金庫を開ける方法、相手に気づかれないように写真をとる方法、その他の技術訓練が行われておる。まあ大体そういうことが書いてあるのではありませんが、それが事実であるかどうか。又それ以外にその他どういふ方法が教えられているのか、一つお伺いしたい。

○政府委員(斎藤昇君) ちよつと誤解を招かないようにお願いたしたいと思ひます。どこまでも大学の講習というお言葉は避けて頂きたいと思ひます。大学と無關係でありますから、これが非常に誤解を持つ一つの原因だと思ひます。それから猪俣委員にも十分お答えをいたしたのであります。手紙を開けるとか、或いは住居に侵入をするとか、或いは人の金庫を無断で開けるとか、そういうようなことは決して教えておりませんということをはつきり申しておいたのでありますから、これも誤解のないようにお願いをいたしたいと思ひます。その他の方法というものは、或いは張込みであるとか尾行であるとか、そういう点でございます。詳細は説明員の口から必要に応じてお説明いたします。

○秋山長造君 そういたしますと、猪俣委員の質問に、今私が挙げましたような質問に対して齋藤長官は、大学の科目の中にはないが、共産黨の情報をとるためにそのような講習を行なつておる、こゝろ肯定しておられるのですけれども、これは間違ひですか。

○政府委員(斎藤昇君) それを全部をお読み頂きたいと思ひますが、大学でどういふ講義をすべきか、警備關係の講義をしておるか、大学ではいたして

○松澤兼人君 警察大学校は国警本部に附設してある、或いは附置してあるということになつております。それで警察大学校の教科はお出しになりました資料によつて明らかであります。今回問題になつておりますものは、これは警察大学校の教科でも訓練でも何でもありません。その点はよくわかる。それで、只今秋山君が質問した人の信書を開けるとか、或いは鍵を開けるとかというようなことはやつておらないということとを国警長官としてはつきりそういう点は言明できるのですか。

○政府委員(齋藤昇君) 私ははつきり
言明をいたします。若しそれに間違つ
ておるようなことがありますれば、恐
らく私の知らない間にそういうことを
やつておるといふことは考えられま
せん。私はつきり責任を持つて言明い
たします。

○松澤兼人君　そうしますと、そういう特別の警備訓練というものは、一々警察大学校長、或いは斎藤國警長官のおいて職務の關係においてその詳細に互つて斎藤國警長官は御存じだというふうに了解してよろしいのでございませうか。

○政府委員(斎藤昇君) 私はこういつた特別の講習をする必要があるということとは認めて、その講習は非常に必要である、大いに勉強し、講師諸君も十分をういつた何と言いますか、知識

を十分研究してやつてもらいたい、同時にこれについては人の権利の侵害になつたり、或いは自由を侵したりということのないように、先ずその心構えを十分正して、又生徒にもその点を徹底させて参りたいという方針是十分伝へてあります。一々教科の内容は詳細立合つておりませんから知りませんが、併しどういふような事柄をどういふ方針でやつておるとことは、私の責任上監督をいたしておるつもりでございます。

○松澤兼人君　只今のお話では、全般的なことについては国警長官も必要であるというふうにお考えになつております。ただ併し、人権蹂躪や或いは法律違反にならないように御注意を与えておられる。併し下僚から決裁を求めて来るという形において全部については詳細を御承知でないように聞こえるわけであります。そこで秋山君が列挙したようなことが絶対に行われておらないかということはいわゆる決裁である、或いはただ指揮監督であるのかという、そういう点においては斷言ができないのじやないかと、こういう疑いを持つのでありますが、その点如何でありますか。

○政府委員(斎藤昇君) 私はさような
 信書の秘密を侵したり或いは住居侵入
 をさしたり、そういうた非合法の事柄
 をやれというような指示を常識的にや
 っておるはずがないということは、も
 う幹部諸君を信頼しておつたのであり
 ますが、本年の一月十八日に名古屋の
 警察局長の宮崎君が朝私の家へ訪れき
 して、警察法の改正について政府から
 発表せられたあの要綱は変更できない
 のかどうか、五大都市を認める、認め

ないというのは長官の胸三寸にあると自分は思う、若し五大都市を認めてくれるならいいが、五大都市を認めなければ、警備でやつておる共産党工作の内容を社会党の左派の人から国会にげらすかも知れない。長官の責任問題になるであろう。若し五大都市を認めてくれるならば、そういうことがなくて済むであろう。どうだろうというお話があつて、私はそういうふうな憲法違反や法律を蹂躪するような、そんな内

容の事柄をさせておるというようなことは絶対ない、と確信をしておる。たとえあるというようなことがあるならば、いつ如何なる場合においても私はその責任者として責任を問われる覚悟は持つております。それと警察法とは別問題であるということを申し、宮崎君とそういう脅迫的なような話はやめようじやないかというので別れたのであります。が、役所に出て果してそういつたような講習の内容があるかどうかというのを更に具体的に私は関係者に十分取調べたのでありますが、さような手紙を開ける、不法侵入をやつてよろしい、そういつたような講習は絶対いたしておりませんし、私がかねがね申ししておりますように、絶対に

法律を侵さない。そうして如何に共產黨のいわゆる地下の極秘に秘匿されたいわゆる軍事組織と軍事活動というものを我々がそれ／＼の責任、治安の責任上、これを知るのにどういつたような事柄が必要か、写真を撮るにいたしましても、協力者からどこ／＼に最高幹部が集つて極秘の打合せをするらしいという報告を、知らせを受けた場合に、そこに集るであらう人たちの写真を知られずに撮つて、その中に潜伏幹

部が入っていないかどうかといったような事柄を知る必要もあります。そういった意味から写真の技術でありますとか、いろいろ問題にされておりますような技術の講習をいたしておりますことは事実であります。どこまでもそれらの中には人の信書を開けたたり、或いは不法に人の住居に侵入をしたり、そういったような事柄は絶対に含まれておらないということを私は確認をいたしましたのでございます。

○松澤兼人君 問題の点は、人のまゝに
信書を不法な方法で開けたり、或いはは
中を見たり、あとで糊付けして又元
に戻しておくということまで言いま
す、絶対にそういう意味の不法な信書
の秘密を侵したということはない、或
いはそういうことを教えたことはな
い、一つ／＼のことを不法なことはや
らないというふうに片付けてしま
えば、秋山君の言われたような不法な
まゝあ法律違反であるとか、憲法違反であ
るとかというそういうことはやつてお
らない。併し問題は不法かどうかとい
うことは丁度紙一重のところであつ
て、昨日もいろいろ話を聞いたのであ
りますが、協力者という人が手紙を持
つて来る、そうして持つて来たものを

開けるということは、或いは信書の秘密を侵害したものじやないかも知れない。併し持つて来させるように仕向けてある警察の行動というものがあれば、やはりそこに不法でありますとか、或いは憲法違反であるとかという疑義が生じて来る。ですから秋山君の尋ねているのは、封書を開けて中を諷んで気付かれないように封をして又元に戻す、それが不法であるかないかということは別問題として、そういつた

種類の技術の訓練というものをやつて
いる、その点やつていのかどうかと思
う。私たちも知りたいと思う。
不法な方法ではやつていないかも知
れない。併し見方によればそれは不法
の方法であるかも知れない。併し信書
を開ける方法であるとか何とかとい
うなことは、そこまで来るやはり経
路問題があると思ひますので、不法
であるか否かといふことは別として、
やはりさういつた種類のことはやつ
ていないといふことはつきりと言明
されたい。たはうがいいのか、こう
思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) その方法を不法に用いれば不法になるわけであります。例えば拳銃の訓練もさうでございますまして、警察官がその職責上必要な技術として拳銃の訓練をいたしますが、これで人を故なく射てばそれは不法であります。それと同様に糊付けされたものをわからないように開ける、この方法で人の手紙や、たとえ協力者でありまして、人の信書であるということがわかつてやれば、それは不法に相成ります。併しながら御承知のように最近では共産党のそういうた極秘の資料は或いは地下に隠匿して置こうじやないかという指令が出ていることは御承知の通りであります。それを發見いたしました場合に、糊で封をされているというものがあつたというような場合とか、或いは間諜その他の極秘組織において調査をされた資料、そういうようなものが封をされていたとか、或いは黨員の名簿とか、極秘の文書とかというようなものが封をされている、或いは途中で武器その他と思き

るものを嚴封をして手渡されて、それがこちらの手に入つた場合にそれを開けて見るといふような技術は、どうしても我々としては、少くともそういうつた事柄に従事する特定の或る限られた者にだけはそういうことを教えておかないと我々は職責が果せない、こうい

ふうに考えておるのであります。さうでありますからこそ、この講習に來させる者に対しては、特に推薦者に対しましてそういった事柄について間違つて用いられる虞れのない、十分に民主的警察官としての心構えのできたしつかりした人間を責任を以て推薦をしてもらつてゐるのであります。これを如何なる場合に用いるかという監督責任を、それ、それの第一線の警察の責任者が責任を持つて監督してゐるののであります。又そういった虞れのない立派な警察官だけに限られた者にいたしておるのであります。この講習を無限に拡げるといふ考えは毛頭持つておりません。

○秋山長造君　まあ不法であるか、合法であるかということについては、国警長官の一つのお考えがあるようでありますから、そのことよりも、更に具体的に私とお伺いいたしますが、先般の猪俣議員の質問に対する御答弁の中に、それは手紙は開けるということはあるけれども、併しそれは警察への協力者が封書をこつそり持つて来た場合に開いて中を見て、そうして又元通りに返すんだ、こういうお話があつた。で、只今も協力者というお言葉が出たのでありますが、この警察への協力者というような者は、具体的にはどういふ者を指しているのか、伺いたい。

○政府委員(斎藤昇君)　具体的にと申

しますと、どういふふうにお答えいたしましたらよろしいか、共産党員の中にも警察に協力してくれる者もありますし、一般の人にもありますが、そういうたような者でありまして、これ以上具体的にちよつと申上げかねます。

○秋山長造君　そういたしますと、やはり警察のほうでこういう極めで危険な方法をおとりになる以上は、相手にいたしましても、ただいわる情報、の売込屋というような者にひつかつて一ぱい喰わされるといふような危険性もこれは大いにある。そこで当然相手がいよく、本当に協力者であるかどうかということは、しっかりと前以て確かめておいた上でなければうっかり乗れない、これはもう当然だろふと思う。そうなりますと、やはり警察において常時ふだんから警察に対する協力者という者は大体あれとあれとあれだといふような何か目星がついていなければこれは事にならないわけです。で、そ

ういうことになりますから、警察のほうにおきましては当然何かそういう大體の目星、或いは具體的な人物というような者のリストと言いますか、何かそういうものを一応手許に持つておられた上でなければこの方法は行いがたないと思うのですが、その点は如何ですか。

○政府委員（斎藤昇君） これは御承知のように何と言いますか、警察を故意に間違わせるように、或いはそうでなくつても、いわゆる情報屋というか、そういうた者の中にはないとも限りません。間違ひのない協力者と思つておつて、そうでなかつたというような場合もあるであります。従ひまして

我々としたしましては、その内容というものを十分に検討いたしませんと、嘘のものであるという場合がやはりあるのでありまして、我々はむしろそういつたことを常習にするような人、こういう人は間違いの情報を持つて来る人であるから乗つてはいけないという

のであります。

○秋山長造君　そういう危険がありますから、当然この手紙を開くということとを講習なされるためには、糊を剝がすとか、閉じるとかいう純技術的な講習と同時に、そういう手紙を持つて来る人間の選び方なり、或いはそういう協力者をまあ利用するといいますが、悪い言葉で言えばまあ利用するというような方法についても当然お考えになつておるはずだと思ふ。そういう方法について講習をなさつておられないかどううか。

○政府委員(斎藤昇君)　手紙を持つて来るとおつしやいますが、手紙のよう

なもの、協力者が持つて来て、そういふことはいけないうつておりますから、手紙でなくてむしろ文獻とか、或いは資料とかいうような言葉を我々へ使いたいと思つておるのであります。が、勿論その協力者が眞の協力者であるかどうかということの鑑別の方法は十分教えております。

○秋山長造君　昨日参考人から聞いたところによりますと、大体山口警備部長も昨日聞いておられましたからよく御承知だと思いますが、ただ糺を糾がしたり又元通りに閉じたりすることだけではないに、その技術も大事だけれども、それよりも更に大事なのは協力者をつかむということが大事である、そ

この方法であるとか、或いは協力者を利
用する方法、まあ戦略戦術というか、
そういう一つの技術、テクニクとい
うようなものも現在行われておるとい
うお話があつた、その点如何ですか。

○政府委員(山口喜雄君) 協力者に接

触します場合には、これはやはり相当綿密な注意を以てしなければならぬといふわけであります。その際におけるいろいろな心構え、いろ／＼な注意等につきましては、これは必要な事項といたしまして講習をいたしておるのでございます。

○秋山長造君　結局警察のためになる一種のスパイをふだんから目星をつけて、繋りをつけておくなり、或いは養成しておくなり、こういう結論になると思うんですが、如何ですか。

○政府委員(山口喜雄君)　さようなことをいたしませんでも、どういう事情でございますが、警察に対して進んで協力を申出て来る場合が相当多いので

あります。
○秋山長造君　では現にその方法を国警当局は全国各地においておやりになつておると解釈してよろしうございませうか。
○政府委員(山口喜雄君)　どういう方法でございましょうか。
○秋山長造君　今の協力者を選定するなり、或いは繋りをつけておくなり、何らかの連絡をつけておく、要するに紐をつけておくという必要があるわけでしょう。だからそういうことを現地でしよう。だからそういうことを現地でしよう。ここで講習をするばかりでなしに、現にそういう必要から講習が生れたのでしようから、当然それを実行なさつておるはずでありますが、その通りで

りますか、どうですか。
○政府委員(山口喜雄君) 現在警察に協力をして頂いておる人はございまして。
○秋山長造君 更にお尋ねしますが、その協力者は別に年令だとか、性別だとか、或いは職業だとか、そういうこと

らお運びになつてゐるんですか。
 ○政府委員(山口喜雄君) 私のはうから選ぶということではなしに、いろ／＼な關係で党の活動に關係しておる、そして何かの事情で警察に協力をしたいという心境になられた方があるわけですから。そういう方の協力を得ておるのでございます。

○秋山長造君 その協力者の中には、例えは郵便配達というような人たちが含まれると思う。その郵便協力者が含まれるならば、そういう人たちについても警察側はその人の協力を受入れて御利用になつておるかどうか。

○政府委員(山口喜雄君) 私どもが協

力者と申上げますのは、そういう広い
何と申しますか、漠然とした意味の協
力者というのではなしに、党の活動に
ついてやはり相当のことを知ってお
人ということを前提にいたしておる
でございます。只今おつしやいまし
郵便配達夫というようなものは、も
全然我々は考えてももらない、対象
範圍外でございます。

○秋山長造君 更にお伺いたしま
が、齋藤長官は、協力者が自発的な
思に基いて持つて来た封書を開ける
だから、別に信書の秘書を侵すとか、
或いは通信の秘密を侵すとかいうこ
にはならない、こういう御説明をな
つておる。昨日も参考人に対して我

その点を矛盾を感じないかということ
をいろいろと御質問をしたんですけれど
ども、どうもそういうことは不得手と
みえまして、余り御答弁にならなかつ
た。その点は長官如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) これは私は参議院の郵政委員会でもお答えをいたしたのでありますが、郵便物は勿論のこと、郵便物でありませんでも、四囲の情勢、客観的の状況から見てそれが信書である、手紙であるということが認識される場合には、これは犯罪になる虞れが多分にあるから、そういうことはいたさなように十分注意をいたしております、かように申しておるのであります。従つてそうでない暗号表であるとか、そういう文獻、そういうものを対象といたしたいと考えております。

○秋山長造君　客観的にとおつしやいますけれども、封をしてある、そうしてこれは協力者自身のものであるならば、或いは協力者自身から誰かへ出す、或いは誰かから協力者自身に送られて来たものを協力者自身が自発的に提供をするものならば、これは只今長官のおつしやる通りだと思う。ところがここで問題になるのはそういうことではなくして、第三者から第三者へ封をして、そうしてこれはもう完全に意思の伝達です。封をしてある以上はこれは秘密を侵されては困るということとで封をしておるに違いない。そういうものを別な人が途中で取つて来る。これは要するに盗んで来るわけなんです。盗んで来るということ自体がすでに犯罪を構成する、不法だと私はそう考へる。だから盗んで来た人が自発的に警察に提供したといひましても、そ

もそも盗んで来たものを警察が受取り、又警察がそれを初めから知つてそれを利用するというになれば、利用するものも当然これは封書の秘密を侵すということになつて、これははつきり違法であり、そうして犯罪行為だ、私はそういうように考えるのですか、あなたはどうかお考えになりますか。

○政府委員(斎藤寅君) 只今のような事例のものは犯罪行為でございます。従いまして、他人から他人に渡されるもの、そしてこれが意思の伝達だということのわかるものは又通常そう解釈するのが通例だと思います。開けて見て、中に意思の伝達でなくて、それは機密の単なる機関紙であつたということであれば犯罪になりませんが、そういう場合には意思の伝達が多いのであ

りますから、さようなものではなくて、協力者が自分で保管しておるもの、管理権のあるもの、それを密かに我々に提供してくれる場合が相当あるのです。又先はども申しましたように、地下に隠匿してあるもの、捜査令状で捜査された場合に押収されては困るといふものはむしろ屋内よりも外部の地下に隠匿をするという例もある、そういうようなことを発見した場合という場合に用いるのでありまして、いわゆる信書を侵し、或いは郵便法違反になるといふ虞れのあるような事柄は固く用いないように、特にその点留意を加えているでございます。

○秋山長造君　只今の開けて見て單なる機關紙であつた場合はどうか、開けて見て手紙であつた場合はどうか、そういうような區別をつけることゝ、自分が私に間違つてゐると思うので

す。更に又それを開けるということが第一法によつて禁止されておることじやないかと思うのです。信書の秘密を侵すということは、封書ならば当然開けるという行為が伴わなければ侵すということになりがたい、にもかかわらず開けるということとは構わない。開けて見て単なる印刷物だつたらいいとか悪いとか、そういうことはこれは第二の問

題です。その点が一つと、それからもう一つは第三者から第三者へのものを誰かが盗んで来てというのがなくして、その協力者自身が管理権を持って自分で保管しておるものを持って来る、これもおかしい話だと思うのです。まあ管理権というのがどういう意味でおつしやつているのかを更にお尋ねしたいのですが、この協力者が自分の権限内のもの、自分のものを持って

来てこれを御覧なさいと言つて来るのを警察がただ開いて見せてもらうに過ぎない程度のことならば、何も初めからこんなに特に極秘の講習をやつたり、訓練をやつたり、そんなことをされる必要はちつともないんじゃないかと思う。如何ですか。

○政府委員（斎藤磨君） 私は開けて見ても、開けて見た場合に違反になるとかならんとか、これは法律論としてそういうことになりませうけれども、いやしくもそういうたものだという臆れがある場合にはもう開けない、開けて見て信書でない場合もあるけれども、開けて見なければ信書でないというこ

とがはつきりできないようなものは開けない、開けてはいけない、こう言っているのでありまして、その点は誤解のないように願います。で、自分で保管をしておりましても、これはいつ何

日までは開けてはいけないというものの中にはあるのであります。例えば暗号表のごときは、高度の暗号表に相成りますと、何月何日から何日まで使う無線の暗号表というようなものに相成りますと、その使う間際までこれは開けてはいけないことになつておつて、若し誰かに開けられたということがわかれば、その暗号表はもう無価値なも

のになつて、ほかのものに變へるといふふうにもなつておるのでありまして、自分で保管をしておるものでありまして、それは開けたということがわかつては保管をしておる人が困る場合が相当あるのであります。

○若木勝蔵君　今の秋山君の質問に対しての長官の御答弁を聞いておるといふと、私非常にもうこの問題はわからなくなつて来る。昨日の参考人の話と

も併せて考えてみても、どうもわからん。参考人の話では、先ずこの点が私は明らかであつたと思うのであります。協力者が提出して来たものについてこれは開けることは差支えないと思うから、それについての訓練をやるんだ、こういうふうには私は聞き取つた。ところが今の長官のお話では、いやそういうものではない、こういうふうなお話なんだ。協力者が持つて来たものを開けるのではない、若しそういうふうなことになるば、信書の秘密が侵されるといふふうな場合に該当するかも知れない、先ずこの点はどうなんでしょうか。これをはつきりして頂きたい。

○政府委員(斎藤昇君) 協力者の持つて来たものの中に信書と信書でないものがあるというわけであります。信書ということが書いてなくても、例えば伝書使をやつておるものが持つて来れ

ばこれは信書でしょう。そういう伝書使の持つて来るものはこれは開けません。そこではつきりこれは信書でないというものについてののみ開けるのであります。その心構えは十分心得をさせるように命じておるのでございます。

○若木勝藏君　そうしますというのと、協力者の持つて来たものについて信書でないとして判定して、これを開封し

たり、或いは糊で以て又元に返すとい
うようなことの訓練は差支えない、こ
ういうふうなことはつきりするわけ
ですか。

○政府委員(斎藤昇君) さようでござ
います。

○若木勝藏君 そうすると、開いて見
なければこれが信書であるか信書でな
いかということとはつきりいたしませ
んですね。

○政府委員(斎藤男君) それでは、客観的な状況をよく判断をして、協力者がこれは信書とか、他人に伝えざる文書でないというようなことをはっきり言明しているとか、四囲の情勢からは秘密黨員の名簿でございます、そういう場合に開けるのであつて、これはどこからどこへ行く通信文だといううなことが推定される場合には開けてはならないということを強く言つております。

○若木勝藏君 そこでそうなつて来ると私は又反問したくなつて来るのです。一体暗号だろうがほかのものだろう

うが、一体Aというところの人間がB
というところの人間に封をしてこれを
届ける、こういう意思が入つておる場
合には明らかにこれは信書でありま
す。どうしてあなたそれが信書でない

という判断をされておるのか、そこな
んです、私らの疑問に思ふのは。

○政府委員(斎藤君) これは誰から
誰に宛てるというのでなくて、私の保
管しておるこういうもの、誰から誰に
行くものだということになれば信書の
裏れが多分にありますから、その点は
よく判断するように申しておりま
す。

○若木勝蔵君 まず、その点になる
とわからなくなる。自分の保管してお
るものを自分で封をして、そうしてこ
れは私の管理しておるものだから開
いてくれ、こういうふうなことは私は
あり得ないと思うのです。何もそんな
手続をする必要はない。初めから自分
で開いてそして見ればいい。それを
何のためにそういうことの訓練をやる
必要があるか。この点。

○政府委員(斎藤君) 先ほども申し
ますように保管をしておつても、これ
はいつまでも開いてはいけなかつたか
これは保管はされているが開けちやい
けないということになつておるものが
あるという場合もあり得るだろうと思
いますから、保管をしている者から、
開けてもらつて構わないから開けてく
れという場合はこれは開けて見る必要
がある場合が相当あると思います。

○松澤兼人君 その保管とか、管理権
というものがよくわからんわけです。
これはどういふことなんですか。その
所有権若しくは財産権といふことから
言えば、その財産権とか所有権とかい
ふことを言えば、まあ甲なら甲といふ
人に所属する所有権或いは財産権と言
えると思うのです。それがどういふ場
合に乙という協力者の管理の中に入つ
て行くのですか。

○政府委員(山口喜雄君) 例え甲と
いう人がですね、自分が持つておると
危いと思うような場合、これは自分の
仲間であるとか、或いは全然仲間でな
い者といふものに保管をしてもうら
これはもう例え身辺にそういう重要な
なるものは残さないといふのがこれは
もう定石だと思ふのです。

○松澤兼人君 そうしますと、その財
産ですね。或る人の甲の人の財産でし
よう。その財産をまあこれは危いとい
ふことで乙という協力者に預けてあ
る。その財産を処分するといふ権限ま
で乙という協力者に委任してあるかど
うかといふところに問題が出て来るの
じやないですか。明らかにそれは一つ
の財産でしよう、甲の人の。甲という
人がたま／＼乙という、そのあなたの
ほうから言う協力者がまさかこれを警
察に持つて行ははまいというので、
その人に預けておるのだしやう。とこ
ろが甲という所有者はこれは警察へ持
つて行かれちや困るということははつ
きりわかつておるのです。それはその
人に属する財産でしよう。財産の処分
まで乙という協力者に委任をしている
わけでも何でもありません。それをた
とえ協力者が持つて来たとしても警察
でそれを開けるといふ権限はありませ
ん。

○政府委員(山口喜雄君) その文書が
預けた人の財産であるとは限らないと
思ひます。これは究の機関のものであ
る場合が大部分であらうと思ひます。
預けた人の財産であるとは限らないと
思ひます。

○加瀬亮君 今の問題で関連の質問を
いたしたいのでありますが、大体御説
明によりますと、共産党の対策のよう

であります。共産党に対してそのよ
うな措置をなし得るところの法的根拠
はどこにありますか。これが一点。
それから現在におきましては刑事訴
訟法第二百二十二条によりまして、或
程度犯罪捜査に對しては今のような
問題の処理もできることになつてい
る。それを更に枠を拡大して、昨日の
参考人が述べられたような、或いは今
國警当局が述べられたような方法ま
でも調じなければならぬという理由は
何であるか。この二点。

○政府委員(斎藤君) 共産党が武力
革命でなければ自分らの主義主張が通
せんといふことははつきりしている
ことは御承知の通りであります。そし
て又軍事組織、軍事活動、或いは武器
活動といふものを極めて秘密された組
織、方法において準備されているとい
うことも御承知の通りだと思ふので
す。我々はそういう事実が全然ない
といふことがはつきりいたしますなら
ば、その秘密された地下活動の内容と
いふものを知る必要がございせん。
併しなからそうでない以上は、目前に
それが現実の犯罪の姿になつて或いは
騒動、或いは内乱となるまでその状態
がわからないという状況にはおれない
のであります。放置しておくことがで
きない、参らんののであります。如何に
その準備が地下において進められてい
るかといふこと、これを調査いたしま
すことは警察の職責の一つだと思ふ
のであります。その職責を果す上に
おきまして、法律を侵すわけにはこれ
は絶対に参りません。法律の範囲内、
憲法の範囲内で我々は工夫を凝らして
おるのであります。それによつてこれ
を御了承頂きたいと思ふのでありま

す。従つて特にそういう事実について
は法律でこれ／＼のことはしてもよ
ろしいといふ法律があるならば、勿論
それによつてやり得るのであります
が、そういうために普通ならばやれな
い事柄をやつてもよろしいといふ法律
もないわけではございません。従いまし
て普通に法律で禁止されていらない、法律
違反にならない範囲で良識的に許され
るであらうという事実行為によつて我
々はこれを調査をいたしておるのでご
ざいます。

○加瀬亮君 もう一点。
○政府委員(斎藤君) これは両方と
も併せてお答えいたしましたと存じます。
○加瀬亮君 共産党の地下行動が将来
非常に不安であるからそういう対策を
しなければならぬことは、お前たち
も知つておるだらう、こういうお話で
あります。我々は共産党は合法政党
であると認められておる以外に、あな
たのおつしやられておるなことは、全
然資料も与えられておるなことは、話
も聞いたことではない。この点について
は委員長がお諮り願ひたいと思ふので
あります。資料なり、具体的なこの
ような方法を以て共産党対策をしなけ
ればならぬといふことを「白々し
いことを言うな」「黙つて聞け」と呼ぶ
者あり。

○委員長(内村清次君) 静粛に願ひま
す。

○加瀬亮君 國警当局の責任において
当委員会において明らかにされたい。
それからもう一点は、私の言うの
は、現状におきましても刑事訴訟法二
百二十二条において或る程度犯罪捜査
に必要なところの処置といふものは
許されている。それ以上です、それ

以上このような方法をとるといふのは
どういふわけであるかといふことを聞
きました。それには答えがない。
更に質問を一つ附加するならば、あ
なたがたのおつしやる協力者といふの
はこれは不定期に協力を申出たもので
はなくして、定期にいうか、もう平
常警察に對する協力関係を結ばれてお
るものといふふうな解釈でございませ
ん。すると我々が最も恐れるのは、この協
力者は警察の情報収集その他の点にお
いて一つの又別な、大げさに言うなら
ば秘密警察のような形態をとつてお
る、こういうものを前提にして捜査を
進めなげやならないといふことは、一
現行法において許されていることか。
この点。

○政府委員(斎藤君) 共産党が秘匿
された方法によつて地下活動をしてい
る、そして軍事方針を打ち出してい
る、これは党の文獻にもあり、又殆ん
ど私は今まで公然にされている事実で
あると思ふのであります。私は共産党
のかた、例えば川上實一さんに対しま
しても、先般私の所に見えたときに、
君たちは余り神経質になり過ぎると、
こういうお話がありましたから、神経
質にならないように早くしてもらいた
い。共産党はそういう非法をやらな
いのだといふことをはつきり説明をし
て頂いて、そして軍事組織を作つてい
るとか、或いは地下で軍事活動をやつ
ている、ああいうことはみな共産党を
傷付けるためにやつておるデマの放送
である。だから覚悟はそういうことをし
てはいけなかつたといふことをはつき
り公にして頂ければ、我々は非常に肩
の荷が下りて、こういう苦心をする必
要がないのだから、そうでない、共産

党は平和革命なんだとおつしやるならば、それを天下に声明して、そうしてそうでないというような事柄を党員のかたにも十分理解させるような方法を一日も早くとつて下されば、お話のようにならぬ神経質になるようなそんなことはもう一切いたす必要がないのですから、ということをお先日も申し上げたのであります。私はもう三、四年前からお目にかかるたびに言つておる言葉なんです。それによつてそういうことが行われぬということからも、只今申しておりますことを十分立証できるとお考え頂きたいと思つております。勿論犯罪捜査につきましても、刑事訴訟法によりまして、権力を以て人の物を押収したり、或いは逮捕したりする道があります。併しながら、今日のそういった準備行動はまだ犯罪にはされておられません。破壊活動防止法にも触れません。従ひまして、我々はそういうものを押収したり逮捕したりはいたさないであります。又いたせないであります。

先ほど質問した第二点については答へがございませんから、これはあとで長官に又伺います。

を束ねておるといふことは、国警治安機関としても怠慢の誇りを免れないと思ひます。

つておりますが、これは日本共産党員によつて組織された武蔵野独立遊撃隊及び西武独立遊撃隊の犯行であることは被疑者の供述及び収集された各種の証拠から明白であり、判決理由もこのことを認めているのであります。又昭和二十七年八月一日静岡岡河内村における「球根栽培法」、同年九月十日、京都市における「武装行動綱領」を登載した「京都のハタ」、同年九月二十日三重県上野市における「武装行動綱領」、同年十月二十五日岐阜県益田郡下呂町における「山旅案内」等という暴力革命、武装闘争の必要性や正当性を述べている違反文書を頒布している事実がありまして、それ、事件として起訴されておるものであります。この種の暴力主義的破壊活動が合法政党である日本共産党自体の行為であるかどうかについては今日裁判上確定したものでないのではありませんが、少くともこのような活動を団体として行なつておる団体があることは確実でありまして、それが日本共産党の下部機関と密接な関連があることは予想されるところであります。これらのほか、二十六年十二月二十六日練馬印藤巡査殺人事件、二十七年一月二十一日白鳥警部補射殺事件、二十七年五月一日のメーデー騒擾事件、二十七年六月二十五日吹田騒擾事件など一連の計画的暴力騒擾事件が日共黨員を混えた人々によつて行われたといふことは、今日まで捜査の結果乃至は判決に徴しても明らかとなつております。そういうような団体の活動については、治安維持の責に任じます警察といたしましては、徹重に視察しているといふことが必要であるといふことは言うまでもないことと思ひます。

と云ひます。○加瀬亮君 そういうことが事実であるとするならば、それは破壊法の対象であるし、私がさつき質問して、あなたがそれら共産党の武装革命の準備が危険だといふならば、一体なぜ共産党の合法性といふことを取去らないかといふことを質問している。又今述べられたこと、或いはさつき国警長官が述べられたことは、破壊法の対象である。これは公安調査庁の対象になるべきことだと思ふ。一体公安調査庁のやるべきことと国警のやるべきことと、その区別をどこでつけているかといふのが一点、ここで我々が問題にしているのは、よく聞いて下さい、あなたがたが合法政党として認められて共産党を、これは武装革命の準備が完了した甚だ危険な団体として、その見方はどうでもよろしい、(それが大事なんだ)と呼ぶ者あり、これが共産党といふことよりも、抑えていふが、これが一般の民衆にだん／＼その幅が拡がつて来ないか誰が言うか。曾つて我々はそういうふうにして自由といふもの、或いは人権といふものを、或いは個人的な基本的権利といふものを剥奪された。そういう経験を持つてゐるから、あなたがたはこれは共産党が対象だと言ふ。共産党は合法政党じゃないか。合法政党じゃないかと言ふと、そういう危険があると言ふ。同じようなことが今度は共産党でない第三者にもだん／＼及ぼされて来る危険がある。そういう危険があることを我々は感じておりますから、こういう方法といふものは個人の人権侵害といふことにならないうかといふことを心配しているわけでありまして。そこで刑事局長もおい

○政府委員(斎藤昇君) 大臣から後ほどお答えを頂けると思ひますが、なぜ刑事訴訟法に基く手続でやらないかというお尋ねだと存じますが、これは申し上げましたように、犯罪行為であるという場合には刑事訴訟法の手続によりまして、或いは家宅捜索もし、或いは物件を押収し、或いは令状によつて逮捕したことは勿論であります。併し今の秘匿された地下の準備活動というのは犯罪対象になりません。従ひまして、犯罪対象ではありませんが、非常に危険な活動であつて、これがいつ犯罪となつて現われるかわからない。だから犯罪になる前に我々はその状況を知つておく必要がある。かような意味から、法律に禁止されてない方法でその内容を知り得るように努力をいたしております。こう申上げておるのであります。合法政党であるからそこにはいゝゆる秘匿された地下活動というものはあり得ないといふお考えには私は承服がでないのであります。勿論合法政党であつて、合法的な、合法と申しますか、誰からも見得られる公然活動といふものは共産党にあることは十分知つております。その意味におきましては、これは立派な合法政党だと思ひます。同時に、併し人に知られない非常に秘匿された極秘の方法で秘匿をされた、その秘匿の技術とその秘匿の組織を以て、その中において準備されておるいわゆる終局の目的である最後の武装革命の準備といふものについては、これは我々は合法政党の名を冠しておるからと言つて、茫然として手

○国務大臣(小坂善太郎君) 日本共産党が合法政党としてその主義主張を法の許す範囲内で公然と宣伝或いは扇動されることについては我々として干渉するものではないのであります。併しながら、終戦後日共内の指導的理論とされて参りましたいわゆる野坂理論、平和革命の可能性という理論が昭和二十五年の一月コミンフォルムの批判を受けまして、爾来平和革命の可能性はあり得ないといふ考え方によつて党活動が行われてゐることは極めて明らかであります。例えば昭和二十六年十月に開かれた日英の第五回全国協議会において決定されたと言ひ、又党の公然機関誌、前掲の他に発表せられた「日本共産党当面の要求」の中には、はつきりと「革命の力」といふ項に、「日本の解放と民主的変革を平和な手段によつて達成し得ると考えるのは間違ひである」と規定してゐるのであります。又日共黨員が長野県岡谷市警署を爆破する計画でダイナマイトを貯蔵していたと言われるいわゆる岡谷事件の公判、それは昭和二十八年四月十日長野地方裁判所諏訪支部の法廷でござい

ますが、山辺健太郎氏、これは当時中央指導部統制委員であります。この人が証言いたしました、「民主革命の手段は平和に行われる可能性はあり得ない。これは勿論全國民の武装闘争、占領軍に対する武装闘争です。」と

一方昭和二十七年八月七日、埼玉県比企郡大河村における横川元代議士の襲撃事件は、これは強盗殺人未遂罪にな

○加瀬亮君 一部の者が特殊な資料で、現在合法政党と認められてゐるものを非合法だと認定してかかることは、あなたが共産党の危険を感じる以上に我々はやはり一種の危険を感じるのです。(その通り)と呼ぶ者あり)そこで小坂大臣に伺ひたいのであります。それは政府の政策として共産党は破壊暴力革命を標榜してゐるから、かくのごとく警察法を改正して対処しなければならぬと言われるならば、なぜ一体政府はこの共産党に対して合法性といふものを取上げること、非合法にすることに態度をはつきりしないのか、この点が一点。それから

昭和二十九年五月二十九日【参議院】

第三部 地方行政委員会会議録第四十七号

七

七

でになつておられると思ひますから、今の問題、共産党を我々は合法政党であると認めてゐるけれども、非合法政党という認識の下にこういふふうな処置をとることは、現在の憲法の枠の中において正しい見方と言ひ得るか、それから今いろいろ前の者から述べられたように、犯罪行為でもないものを調査するということが、犯罪行為でもない、犯罪対象にもならないものを犯罪行為ではないかと思はれるような方法を開けるとか、例えば封書を開けるとか鍵を開けるとか、こういう方法を以て個人の権利を侵害して行くことは、これは一体合法的な捜査と言へるか、この点について刑事局長にも御見解を承わりたいと思ふ。

○委員長(内村清次君) 加瀬君に申し上げます。高橋公安調査庁次長が見えております。それから戸田人権擁護局長も来ておりますからそのつもりで……。

○加瀬君 御関係のかた全部に御見解を承わりたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) のちほど関係の者からいろいろお話があると思ひますが、なぜ合法政党を目して非合法政党と考えるか……。

○加瀬君 なぜ非合法にしないかということ。

○國務大臣(小坂善太郎君) それはあなたがよく私の言ふことを聞いておられないのですが、御承知のごとく主義主張というものは自由なものであります。各人が自分の考えを自由に述べることが今日の体制なんでありまして、そこでその主義主張は自由であるが、その行動において法の規範に触れるものがあればこれを規律しなければならぬ、こう言うのであります。今

武装革命の準備が共産党は完了してゐるというようなお話がありましたが、そうではないのであつて、武装革命、武力革命によらざれば日本の民主革命が達成できないという方針を決定してゐるので、その方針に基いて諸種の行動をやるといふことも予想せられるので、そういう行動がすべて準備を完了してしまつてからであつては、これは治安の責任を果すということにはならないのである。そこでそういう行動が如何に行われてゐるかといふことを捜査する、こういうことが必要であると私も考へてゐるのであります。こういうことを言つてゐるのであります。この破防法に關係することは公安調査庁ではないかといふことであります。犯罪捜査といふことはこれは警察の職務であります。私はそういうことを申してゐるものであります。治安の責任に任ずるものとしては、法を侵す虞のあるものについては、これを如何なる行動に出るかといふことを十分に知つておる必要がある、これは當然なことだと思ふのであります。

○秋山長造君 必要があるというような常識論でなしに、法律的根拠を言つて下さい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 私は共産党を非合法化するといふことは現在考へておらないのであります。非合法化するといふことになりまして、この非合法団体に対するところの又非合法的な捜査といふことに當然なつて来るのであります。私はかようなことをせんとするがよろしかろうと、こう思つております。ただ合法政党に於て非合法的な活動をするといふことの虞れがあれば、その活動の範囲内で規制するこ

とがよろしかろうというのであります。

○政府委員(高橋一郎君) 公安調査庁関係についてお答えいたします。私どもは破壊活動防止法によつて職務を執行してゐるわけでありまして、けれども、破防法は全部公安調査庁がやつてゐるという關係ではございません。つまり破壊活動防止法違反という個人的犯罪につきましては、検察、警察の手を経て刑事処分ではあります。これは直接私どものほうでは関与しておりません。団体として破壊活動をやつた疑いのあるものにつきましては、これを団体規制をするかどうかといふことと調査をいたしまして、若しその必要がありといふことになりまして、その処分をして頂くわけでありまして、そういう關係で、同じ破壊活動防止法につきましても、警察のほうでも御調査になる場合もあろうかと存するものであります。それから破壊活動防止法の私どもの所管しております団体規制の關係で、日本で過去において団体的破壊活動が行われたといふことは、先ほど小坂大臣から具体的に申上げた通りを、私どもも引用したいと思ふのであります。それで結局私どもは、当然団体規制の必要に基きましてそれを調査いたしてあります。それで合法政党であるのに調査するのはどういふわけかというお尋ねのように承知するわけでありまして、つまり刑事訴訟法の場合におきまして、裁判が下りるまでは一応被告人の場合には無罪という建前でやつておるわけでありまして、犯罪が確定して、初めてこれが犯人といふことになるわけでありまして、団体規制の

場合に、何かはかのものがありまして、団体といふものを非合法化して、それから私どもが調査をするとか、或いは警察が捜査をするとかという關係はこれはないのであります。やは、りすべて現在あるものは合法的団体、或いは合法的政党でございますから、その中で只今申上げたような破壊活動をやつてゐるものは、これは規制するかどうかといふことで調査をしなければなりません。即ち公安審査委員会では、団体規制の処分をいたしますまでは、すべてこれは合法団体であるわけでありまして、従つてどうも合法政党であるから、これは調査の対象たり得ないといふふうなことは、絶対ないといふふうに考へてゐるわけでありまして、それから最後に、若しそういう破壊活動が行われたといふことがはつきりしてゐるならば、なぜそれをこの際非合法化してしまふのかといふお尋ねのように承つたのであります。けれども、私は破壊活動防止法の団体規制の処分といふものは、これは非常の影響の大きな、重大なる処分でございます。従ひまして、何かそういうふうな原因があれば必ずこれを発動すべきもの、或いは時期的に直ちにこれを発動すべきものというように、いわゆる必要のな処分を請求しなければならぬものというように理解しております。これはいろいろ／＼な条件を全部慎重に考慮いたしまして、そうして実行すべき重要な問題であるといふふうに考へておる次第であります。

○政府委員(井本台吉君) お答えいたします。警察官は犯罪捜査のためには取調をすることができるといふことは、これは刑事訴訟法に明記してある

ところでございます。勿論強制の処分はこれは刑事の令状を得なければできないのでございます。信書の内容を調べるといふようなことは、これは勿論刑事の令状を得なければできない処分でございます。従つて信書の所持者の承諾なしに、強制力を以てこれを調べるといふことは、刑事の令状がなければこれは合法ではございません。但し先ほど申上げましたように刑事の令状があつてやるといふ場合は、さうな取調ができるということでございます。

○加瀬君 小坂大臣にもう一度確めたいのでありますが、主義は自由である、行動に問題があるのだ、そこで共産党を非合法化する考へはない、こ

ういふうに大臣は御説明になられたのであります。これは間違ひございません。主義は自由である、行動が問題であると、そこで今問題になつてゐる共産党といふものを政府としてはこの際非合法化する考へはない、こ

ういふのでございまして、さうすると共産党が現在合法政党であるといふことはお認めになつてゐる。而も主義は自由であるといふことをお認めになつてゐる。ところが今までの話合ひに出されたものは合法政党である共産党の主義は自由である、その自由であるはずのその主義に關するものまでも、犯罪対象にならないのに、特殊の協力者を得て特殊な方法によつて調査するといふことが一体問題にならないかと、私はそれを聞いてゐる。それからあなた

がたのお話を聞いております。対象にしてゐるのは破壊活動をする虞れのある団体を対象にしてゐるよう

に思はれるのであります。(「そうさ」と呼

ぶ)

お

お

お

お

お

お

お

お

ぶ者あり」とところが國警長官の説明は共產党々々々という言葉を言つておつて、破壊活動の虜れのある団体について調査をするのだということを一言も言つてない。(同じじだと呼ぶ者あり) 同じじやないです、これは。そこをはつきりしてもらいたい。

○國務大臣(小坂審太郎君) 主義は自由でありまするし、日本は民主主義國でありまするから、民主主義を建前とする行動については、法律にそれ／＼規範があるのであります、それを越へざる限りは合法であるのであります。共産党は目下のところ非合法とする考

えはないのであります。あなたの言つた通りであります。合法政変として認められておるのであります。そこでその合法政変である共産党がその主義綱領の中に、武力革命によらざれば革命は達成されないということを規定しておるのでありますから、その考えに基づいて実際に武力を以て革命をするということになれば、これは非合法行為による革命であります。非合法の行動がなされないようにこれを規制するということですが、これが法を維持し、治安を維持する建前から当然にその対策としてとられなければならないことであると考えております。私は今共産党のい

たしましたる行動の事実について言つたのでありまして、そういう行動が理実において行われるというのは、一体如何なる組織を通じて行われるか、行動というものはひとりである場合もあるし、組織的に行動される場合もある。その組織的な行動ということがなされるにつきまして、これが暴力事犯として出て参りますような際については、その組織そのものを究明し

なければなりません。そういうことにつきまして、常に我々といたしましては不斷の関心を以て治安の任に當らねばならん、こういうことなのであります。

書、それを全部対象に御調査をなさるるの
義、綱領或いはその他いろいろの文
題にしておるのは、その共産党の主
○加瀬完君 成るほどわかりました。
そこだけは私も同感なんです。私の問

といふ御説明なんです、今までの御説明では。そうするとあなたの危険を感じずるような文書も生じて来るかも知れないけれども、全然そうでないものも中には調査の対象になる。全然そうでない

いろいろなものが調査の対象になつてよいらしいかということが一旦、それから共產党にのみ止らないで、シンパ或いは何か関係のあるものにまでどう捜査は当然拡大される。そうすると第三者

のい／＼の文書とか或いは信書とか、そういうものにまでこれは波及して来る虞れがないか。そうなつて参つては、犯罪対象としての捜査ならいい、犯罪対象の捜査ではないということ

となつておるので、ここに問題が生
じないか。こういう点でございま
す。

○政府委員(斎藤昇君) 私がしば
／＼申上げておりますので、御理
解を願つて頂いておつたのであり

ますか、さようでないようでありますので、もう一遍申上げますが、私の申上げておりますのは、共產党の地下の非常に秘匿された軍事組織とか武器活動とか、そういうものを調査をする必

要があるからやつておるのですと、かように申上げておるのであります、表面において公然とやつておられます共産党活動というものは我々関心を持

つ必要がございません。従いまして、そういう意味においては御安心を頂きたいと思うのでございます。共産党員であらうとなかろうと、共産党の秘匿されたその地下の指令によつて或いは軍事組織に加入しているとか、現に武器活動に従事しているというような疑いのある場合には、我々はいろ／＼と調査をしなければならん、その範囲に止まつておるのでございます。

○加瀬亮君 それはですね、あなたはそこに止めようというお考えもよくわかりました。併しながらこれは情報とというのは広く収集しなければなりませんから、それは共産党の地下軍事組織

の調査という対象の枠は、これは拡が
つて行く。虚れは当然考えられる。そう
すると先言つたようにこれが新聞なり
第三者なりというところに行きまし
て、我々は自分の信書も見られたか見

うない方法でやるということをお教へ
ているんだから、そうなつて参つて来
ると、一体我々国民の権利というもの
はどこで警察は守つてくれるという線

を引くんですか。やつてもやらなきゃ
ないと言われればそれきりで、やつ
たかやらないかわからないようにやる
んだから、絶対にそういうことがない
ということを、この警備教育において

○政府委員(斎藤昇君) その点はさう
 いうものは解消できない。この点につ
 いて。

うでありますから、特に選定をいたしました立派な民主警察官、而もそういうた事柄について間違いを起さないというものを特に選んでいたしておるの

でございませう。それが以前の治安維持法のような法律が出れば、そうすれば、これは調査範圍は拡がります。そういうものが出ない限りは、私は又出る處方ではないと思ひますが、今の法律の下ではさうな御心配は全然ございませう。又御心配のないように十分教育をいたしましたのでありまして、又そういう法律がないのにさうなことをやりますことは無用であつて、これは力

の浪費であります。何の役にも立たない。我々は思想そのものは犯罪と思っておりませんし、どんな人がどんな思想を持ていようが、それは我々の職務外でありますから、そういう点は御

心配ないようにいたしております。

○秋山長造君 先ほどの信書の話へ帰りますが、先ほど長官は若木委員の御質問に対して、協力者が封書を持つて来た場合に、宛名の書いてないもの、

或いは差出人の書いてないものは信書ではない、こういう御答弁があつた。私は宛名が書いてなくても、又差出人が書いてなくてもこれは信書であり、断じてその秘密は侵すべきものでな

い、こう信じておる。その点長官はな
ぜ誰から誰へということが書いてない
ものは破つて開いてもいいという御判
断をなさるのか、その根拠を一つ教え
て頂きたい。

○政府委員(斎藤昇君) 私は全く逆にお答え申上げました。宛名がない、誰から誰へということがわからなくても、これがレポの文書であつて、人から人に渡される意思の伝達であるとい

うことが推知できる場合は、これを信憑であつて開けるべからず、これを強く指示しておる。むしろ逆に信憑でないということがはつきり確めなければ開

けてはいけない、かように申上げてお
るのであります、**「明瞭、明瞭」と**
呼ぶ者あり）封筒が真白であればそれ
はもう信書でないのだ、さようには申
しておりません。

○秋山長造君 その点は長官の言明が最終的にはつきりいたしましたから、その次に、じや客観的に信書であるかないかを判断して、そして開けるべきものでないものとものは絶対に開けて

はならないというように教えているとおつしやる。併しその客観的に判断をするということと自体が各自の主観によつてどうにでも解釈が付くのでありまして、結局客観的に信書でないと思わすが、

れるものは開けてはならんぞ」といふ訓辞は、結局主観的に開けていいと思えばどん／＼開けなさいという訓辞と結局同じ結論になるのじやないかと思うのです。そこに非常に危険な要素が潜

○政府委員(斎藤昇君) 客観的にそうう
でないということがはつきりした場合
のですが、そういう危険をお感じにな
らないか。

でなければ、これは客観的なんですから、主観的にそうであればよろしいというのじやございません。客観的にそういう条件が備わつていなければいけないということを申上げておるのであ

○秋山長造君 客観的というのはどういうことを標準にして言うのですか。

○政府委員(斎藤昇君) 例えばこれは秘密覚員の名簿でございますとか、こ

れはこの中には党の秘密機密紙が入っているとか、大体こういうことがはつきりしておればいたしますし、或いは糊付されたものでありましても、その

様子によつて、触つて見てどうも筆銃らしい、これは爆弾が入つてゐるらしいというように、よくわかれば、これは信書でないというとは判定できると思ひます。

○秋山長造君 結局今の点はこれは實際問題として長官のおつしやることには行われたいと思ふ。さつき加瀬君が言ひましたように、過去の経験からしてやはり一度あつたことは二度、三度繰返し勝ちなものでありまして、特にそれをやる人が警察力という一つの強い力を背景として力を頼んでやつてゐるわけですから、どうしてそれがだん／＼だん／＼と拡がつて行くといふことは、これは誰が考へても当然そうならざるを得ないと思ひます。で、現に齋藤長官自身がそのようにおつしやるけれども、じやあなた自身が實際にこういうこの事態に直面をされた場合に、そういうふうにはつきりここで隅切られるような客観的な行動ができませんか。その御自信があなた自身にありますか。その点お伺ひしたい。

○政府委員(斎藤昇君) 私はこういうことを体得するものは、少なくともそういう人々にはその判断は十分できると思つております。何も我々は懲罰してそういうものを特にやれと言つてゐるわけじやございません。是非そういう技術を使わなければならぬという場合はあるわけでございますから、先ほどのようにですよ。そういう場合合に技術を心得てゐるということが必要の場合が生じますので講習をすることがある、かように申上げたのであります。

○秋山長造君 只今の答弁でも、結局

こういう講習を受けてやるようなものは、当然そういう点について公正妥当な間違いのない判断に基いて常に行動するものと思つてゐる、ただそういう漠然たる期待をかけておられるだけでありまして、何らそういう間違つたことができない、やろうと思つてもできない、又あり得ないという法律的な保障は何もない。まあそこに我々は非常な違法性又非常な危険性の存在を感じざるを得ないので、で、いろ／＼と承つて参りまして、とにかく我々としては、こういう方法までやらなければ一体この十五万になん／＼とする警察力を擁しながら治安の維持といふことができないのかどうか、そういうことも一つ長官にお尋ねしたい。又先ほど武力蜂起直前の状態にあるといふようなお話もございましたが、併し必ずしもそれはそのまま事実として私どもは受取りがたい。現に全国の治安状況等に関するいろ／＼な資料がございます。国警当局から出された資料もございしますが、同時に又自治警のほうから出された資料もございしますが、特に今問題になつてゐる共産党の地下活動といふような面につきましては、信州の山奥に或いはあるかも知れんけれども、併し少くともその中心的な組織といふものはやはり大都會にあると伝えられてゐるのであります。而もその大都會はいわゆる大都市警察、自治体警察がそこを管轄してゐるわけでありまして。そういう方面の情報はむしろ自治体警察のほうに詳しく入つてゐることも想像にかたくない。ところがその自治体警察の全国協議会等から出されてゐるところの最近の治安状況についての資料、又我々が直接間接にそうい

う方面のかた／＼から承るるところのお話によりますと、必ずしも国警長官が国会等において今にも革命が起るぞ、今にも武装蜂起するぞというふうにおつしやつておることが、事実をそのまゝお伝えになつておるとは思へないんです。そういう点についても私ももう少し冷静に一つ正しい判断をして頂きたいと念願せざるを得ないのであります。で、その両点について御見解をお伺ひしたい。

○政府委員(斎藤昇君) 先ずあとのほうから申上げます。私は一度も武装蜂起の前夜であると申上げたことはございません。むしろ逆にまだ／＼私の見るところではそんな事態にはならないと思ふ、いろ／＼な文書その他から一般に心配をされておるそれはどの心配はまだ私はなからうと思つてゐます。さうに申上げておるのであります。ただ併し裏面であつた軍事組織、軍事活動、この極秘の地下活動といふものは、これは絶えず一歩々々準備はされてゐる、併しその状況はまだ／＼日本で内乱が起し得るような力にはなつておりません、そのように申上げておる。その申上げられまゐるのも、或いは見当が狂つてゐるかも知れませんが、我々の知り得た向うの秘密機関紙、秘密資料といふものを入手検討することによつてまださうに心配する必要はない、かように申上げておるのであります。十五万の警察官がおりまして、今言つたこれらの秘密機関紙なり秘密の活動の内幕といふことがわからなければ、或いはもつ／＼ただ漠然と恐怖しきと思つておられなければならぬかも知れぬのであります。さういふ意味合いから、事柄が目の前

に勃発してしまふまでその状況が全然わからぬといふことであつては相成りませんので、従つて非常に苦勞をいたしてその秘匿された内部において軍事組織や軍事活動がどの程度行われてゐるかといふことを調査する必要があるかといふことをここに只今のようお答へ申上げておるのであります。

○若木勝蔵君 先ほど来のお話をずっと私聞いていまして、結局今のところはお話のあるような方法によつて選んだところの警官に対してそういう講習を進めておる。講習であるとか教育であるとかいふことは、その講習なり教育をしつ放しにして、その効果がどういふふうになつて来るかといふことが常に検討されて更に進んで行くものであります。従つて言論、集会、結社、これを抑制をしたり禁止したりする方法、手段は何にもございせん。又輕易に人を拘束する行政執行法もないのであります。従ひまして、我々といひましたは現在の与えられた法律の範囲内では治安の目的を十分達し、むしろそれによつてこの民主主義を防衛して行く、民主主義を暴力によつて破壊しようといふものを我々はどうも民主主義の法律、民主主義の理念を以て防衛して行くといふので、我々むしろ民主主義の防波堤になる、民主主義を推進させる、さういつた強い信念でやつておるのでありますから、これを前のいろ／＼な法律のときの特高警察と同じように律せられます。これは我々としては極めて遺憾に存じます。

○政府委員(斎藤昇君) 昔のような特高とおつしやいますが、私は昔の特高が非常に非難をされました殆んど大部分の責任は、私は治安維持法とか、或いは治安警察法とか、或いは行政執行法とか、さういふものにあると思ひます。思想自身を犯罪の対象にいたし、その法律の執行の責任を負ふと警察に言われれば、さうしてその捜査の方法といひましたは、旧刑事訴訟法、或いは旧治安維持法、或いは行政警察法、あらゆる警察官に与えられた権限、捜査手段方法を満足に活用してやるのが私は当然だと思ひます。そこで特高の活動が非常に非難をされた、私はさうに思ふのであります。今思想を対象として犯罪といひましたは、さういふ法律は一つもございせん。普通の刑法、破壊活動防止法といふ以外には何ものもないのであります。又治安警察法もありません。従つて言論、集会、結社、これを抑制をしたり禁止したりする方法、手段は何にもございせん。又輕易に人を拘束する行政執行法もないのであります。従ひまして、我々といひましたは現在の与えられた法律の範囲内では治安の目的を十分達し、むしろそれによつてこの民主主義を防衛して行く、民主主義を暴力によつて破壊しようといふものを我々はどうも民主主義の法律、民主主義の理念を以て防衛して行くといふので、我々むしろ民主主義の防波堤になる、民主主義を推進させる、さういつた強い信念でやつておるのでありますから、これを前のいろ／＼な法律のときの特高警察と同じように律せられます。これは我々としては極めて遺憾に存じます。

○若木勝蔵君 私はあなたの今おつしやるとこの、旧來あつたところの特高

警察をそのままやつておるというよう
なことは聞いておらない。こういう講
習というように名を借りてそれ
と似たようなことが実際に行われてお
りませんか、これを聞いておるのであ

これらは十分戒めておりますが、こういつた共產黨の本当に秘匿された地下活動を調査しようというものは全然無関係な事柄でございますから、御安心をお願いしたいと思います。

ます。

○秋山長造君　只今の長官の言明によりますれば、ここで、もうこういう特殊な訓練はやめたい、その言葉通り我我也是非打切つて頂きたいと思う。そ

ました。それらの一つ／＼はもうすでに御承知のところでありますから繰返して申しませんが、警官が郵便局の職員に差出人や宛名を聞くというような行為は、これは郵便法違反にはつきりな

措置をおとりになるおつもりなのか、それらの点についてお伺いしたい。

○政府委員(斎藤昇君) お話のように、先日全通のかたが文書を持ってお見えになりました。私といたしまして

とか、或いは教員の思想を調査したとか或いは青年団の思想を調査したというようなことがしばしば新聞に出ておる。ところが図らずもこういうところの講習がそのときにおいて行われておつた。こういうことから考えまして、單なるこれは一つの訓練ではなしに、教育ではなしに、實際においてこの形を借りたところのいわゆる特高的な秘密警察的なものが行われておるのではないか、突如されておるのではないかということをおは聞いておるのであります。その点はどうですか。

耳にたこがよるよう、月に聞いておると思ふのたこがよる。4月1日の正午、警察法が公布された。この法律は、警察法に秘密警察、特高警察といふものがくつついたと同じように、いよいよどういふ形になるかは知りませんけれども、今度の警察法が若し通つたとすれば、こういうふうなことが盛んになつて来るのじやないか、私はそう考へる。そこで長官としては、今後ともや

受けた者が何百人かいるわけですが、それらの人たちが地方に帰つて、講習を受けたことを実際にどの程度やつてゐるのか、又やつた結果がどうなのか、又そういう危険なことをやることについて、いろいろ法律上の議論なり、摩擦なり紛争なり、そういうものがある程度誘發されておるのか、そういうことについて御調査になつたことがありますか。

○政府委員(斎藤昇君) これらの教育を受けた人たちがとき／＼／＼として集まつて、いろいろ更に協議をせられる

はどうお考えになっておられますか。

○政府委員（斎藤昇君） 御所見の郵便物の差出人、宛名人、これを郵政職員に聞きますることはやはり犯罪でございます。御所見の通りでございます。

○秋山長造君 国警におかれましては、全国あちこちに頻発をしているという問題で、私が想像するのは、新聞紙上に出た問題というのは、警察官によるいわゆる人権侵害等の事例と同じように、よほどこれは特定な場合又勇氣のある当事者が何かの機会に持ち出したところから、世間に出て来る場

る非常な御好意の御忠告だと思つて、非常に有難く伺ひ、又そのことを申上げたのであります。と申しますのは、警察官が第一線におきまして、まあ心にもなくこの頃アカハタはどのくらい来ておりますかと、この頃は局で郵便物として配達されているのか、或いはそうじゃない別の方法で配達されているのですかというようにことを、茶飲み話とかいろいろなときに聞く場合は、これは私は絶無じやないと思うのです。それは何もこれで共産党なんかを調べてやろうというのじやなし

（政府委員・森田良君）御心算になさるような点は全然ございません。先般来いろいろ問題になりました教員の思想調査をやつておるとか、或いは通信の思想秘密を侵しておるのではないかという事柄は、この国会におきましても、或いは新聞紙上その他においてもいろいろ現われましたが、これにつきましてもはいろ／＼それに応じて御説明を申上げておるのでございますが、ああいう事柄はこういつた講習とは全然關係が

はりこういいうとこの講習を続けて行かると、この点をお考えを持っておるのかどうか、この点を伺いたい。

○政府委員（斎藤昇君） 私は警備活動に関する若干の幹部といえますが、には府県なり或いは自治体警察から御希望があればこういうことを続けなければならぬかと思っておりますが、もう大体この程度くらいでいいのじやないか、そう範囲を拡げる必要はございません。従いまして、こういった講習

でありまして、かような際にいろいろと検討をしておられるのでございますが、只今の秋山委員の御意見を伺つて、私はもう少しこれを伺っていますか、こういうた点等に力を入れてやつてみたほうがよくはないか、只今御意見を伺ひまして更によく検討をいたしまして、實際上誤つておらんかどうかというのを更に十分検討いたしたいと思っています。

合が多いのであつて、大多数の場合にはやはり不用意のうちに、或いは闇から闇に泣き寝入りで、世間に知られないままで済んでゐるといつたことが多いのじやないか、こういうように想像するのであります。その点について、長官は先般来いろ／＼な機会を通じてまして、現に調査し、又今後を戒めてある。又とるべき措置をとつてゐるといふお話であつた。で、先般新聞で伝えるところによりますと、全延の従業員

なことになるですが、併しこれはうつか
りいたしますと、進めば誰に配達さ
せているかというようなことまでなつ
て行けば、これは郵便法違反を配達
人に犯させることでもあり、みずから
犯すことになるわけであります。そこ
で私どもといたしましては、先ず郵便
法というものの精神、それからどうい
うことがその精神を実際に郵便法に表
わしているのか、それについて警察は

ございませぬ。ただ普通の日常の警邏活動なり、或いは駐在巡査が周囲の治安の状況を絶えず念頭に置いておりますから、何か変つたことがあれば、それについてあればどんなことでしようあれはどうでしようということを日頃留意の者からいろ／＼聞き出すというような事柄が不用意に行われる結果、ああいうふうになりましたので、

というふうには考えておりません。又今度の警察法におきましては、申述べましたように、第一線活動は都道府県署警察がやるわけであります、これには公安委員会が管理、監督をしておられるのであります。その間に、中央と地方との間に秘密の組織が設けられるという事は私は考えられないと思ひ

○秋山長造君 この次に更にお伺いしたいのですが、先ほどもお話が出ておりましたように、昨年の秋頃から新聞紙上でも警察官が郵便局員なり、或いは集配手なりをつかまえて、アカハタの送り先を聞いたり、或いは特別な郵便物の送り元なり、或いは宛先なりを調査したり、又その教を調査したりと、いろいろな事件が大々的に報道をされたというように、

この問題について重大な抗議が申込まれたということも承知している。で、こういう問題がどの程度に実際にあつたのであるか。又そういう点についての程度の調査を徹底しておやりになつたのか。又今後そういうことを、い

犯すようなことがあつては相成らんといふことを、先ずそこらよく叩き込んで、末端の警察官にまでもよく知らしておかなければならん。實際この努力は私は今までされておらなかつたと思ふのです。昔のままの考えで、郵便法の改正があつたこともさして意にとめていなかつたのじやないか。以前は

殊に被疑者の捜査の場合に、郵便局でその被疑者を調べる場合に、必要な事柄を聞きに行くという例もあつたと思ふのです。今度のその例に挙げられております神奈川の秦野の郵便局で、共産党のリンチ事件の被疑者として、指名手配されてゐる者が確かに投函した、非常に酷似した人間が投函した。それで果してそうであるかどうか、その葉書の宛先、或いは差出人の名前を知らしてくれんかというのを聞きに行つたという例はありますが、これはこういうことは前からあつて、余り意にとめずにやつていたのじやないかと私は思うのであります。そこでそういうことがあつてはいけないというので、宛先を聞くこと、発信人に聞くことは街頭であつてもそれはいけないということをはつきり下の者まで徹底をさせて、そしてそれについて、今後そういうことをやつた場合には、本人がそういうことを知りながらやれば、これはもう勿論適当な処分をしなければなりません。その教育の徹底の仕方が府県の幹部で足りない場合にはその幹部も適当な処置をしなければならぬ、かような考え方から、警備、刑事両方の捜査に当るものに対しまして、又これを監督する警備人事関係の監察に当るものにもそれ／＼に通牒を厳重に出しまして、たとえ路上において何心なく集配人に話をしておつても、制服のものが話をしておる、これを第三者から見られた場合に、あの郵便配達人が警察に何か教えておるぞということを言われても困るという、これは全通のかたが言つておられましたが、成るほどそういうこともあつたかと、これは実際そういうことを言われ

なければ気が付かないのです。警察官としてはただ立会つた、或いは何かボクシングの話をしておつたかも知れませんが、第三者がそれを見て、あれは何か警察に情報を送つておるのじやないかというふうなことも言われる虞れがあるから、そういう虞れのあるような行動も慎むような、懇切な、そしてして嚴重な通牒を更に出しておきました。今後そういうことが殆んどなくなるだらうと思つております。

○秋山長造君 具体的に通牒を出されたということでありませう。それは結構なことでありませうが、只今長官のお言葉にもありましたように、今日まで我々は少くとも今度提案されておる警察法の精神よりは現在の警察法の建前のほうが個人の尊重なり或いは人権の保障というふうなことを強調した建前になつておるよゝうに思ふ。そういう制度の下でええ、而も今、斎藤長官の御言明のようなお考えのかたが二十二年以来国警の最高責任者におられて、そしてそういう一端に至るまでいろいろと指導をされて来ておるにもかかわらず、こういう事件が戦後すでに十年、相当民主主義的な訓練がされておると政府自身がいろ／＼な機会に説明しておられるその今日の段階においてこれだけ起つておるといふことは、これは誠に恐ろしいことだと思ふ。さつき若木委員がおつしやつたように、戦前の特高への逆戻りだ、特高という名前はないかも知れんけれども、特高がやつておつたようなことと同じことが不用意の間にだん／＼とく行われる危険性を感ぜざるを得ない。そこでただ一片の通牒だけでなしに、今後更に長官は責任を持たれて、そしてこう

いう事柄は成るほど泥棒、人を斬つたとか殺したとかいうような事件のようには大きくはございませぬ。併しその内容に至つては、本質に至つては、ただ単なる殺人事件等よりも警察官により郵便物の検閲だとか或いは信状の秘密の侵犯だとかいう事件のほうが表面的には小さくても實際の影響するところ、又それから起るころの弊害というものは問題にならぬくらい大きいといふことは、もう今更私が申し上げる必要もないと思ひます。その点について更に責任を持つて善処をされるよう非刑事局長が見えておられますので、この問題について一、二点お伺いしたいと思ひます。この間五月二十一日の衆議院の法務委員会での問題、つまり警察官が郵便従業員に差出人を問ひたり或いは宛名を問ひたりするこれは郵便法違反ではないかという猪俣委員の質問に対して、非刑事局長が、けしからん行為だが直ちに郵便法に違反するかどうかは簡単にきめられない、こういう答弁が載つておる、その通りであつたのかどうか。

○政府委員(井本台吉君) その通りでございます。

○秋山長造君 この点について只今斎藤長官が私が当然これは違法だといふ質問に対してその通りだといふ御答弁があつた。ところがあなたのほうは必ずしも簡単にきめられんといふような答弁なんですが、その間の事情を教えて頂きたいと思ひます。

○政府委員(井本台吉君) 郵政省の取扱中に係る郵便物でも信書の場合もありまじ、信書でない場合もあると思ひます。信書の場合におきましてはこれは郵便法の八十条の問題が直ちに起るわけでございます。秘密の保持者に対して外部の人が秘密を洩らせと言つて洩らした場合には一郵便法ばかりにとどまらず、弁護士であるとかその他お医者さんであるとか産婆であるとかいふような場合にも常に同じような問題が起るわけでありませう。その場合に洩らしたほうは直ちに犯罪になります。洩らしたほうの人間が洩らしたほうの者と共犯であるといふ場合には、これは犯罪はなると私はたゞびに申し上げるのではありません。本件の場合におきましては警察官と集配人とが共謀して洩らしたと認定し得る場合にはこれは犯罪になるものであります。が、そうでない場合にはこれは非常にけしからん行為であるが、直ちに郵便法第八十条一項の犯罪が警察官に適用されるというところは結論的に断定できない、いろ／＼な場合がある、私はかような意味において申し上げたのであります。

○秋山長造君 そういたしますと、あなたの論法で行けば郵便物を警察官がいろ／＼と調べた、調べるといふことです。集配人を通じていろ／＼と調べたという場合に集配人がそれに答へれば集配人は郵便法違反といふことは、はつきりしておる、併し警察官のほうは必ずしも別に法律にはかからない、こういうことになるのですか。

○政府委員(井本台吉君) 警察官、集配人が共謀であれば八十条の一項に当ります。

○秋山長造君 さつき来私が尋ねておりますような意味において警察官が郵便集配人にいろ／＼なことを聞いた、こういう場合はどうなるのですか。

○秋山長造君 その点が私はよく納得が行かないのですが、例えば警察官が聞く場合、それから警察官でも何でもなく場合、おのずから立場なり何なり違ふので、例えば新聞記者が聞く場合と警察官が聞く場合とは私は立場が違ふのではないかと。警察官は飽くまでこれは警察官なんです。警察の職業を持つた人が、而も基本的な人権の尊重だとか、日本国憲法の尊重だとかいふような内容の宣誓を厳正に行なつて、そして服務に従つておるころの警察官、だから当然信書の秘密、郵便法であれ、何でもあれ、信書の秘密といふものを侵すことはいかない。違法だといふことがはつきりしている以上、それを預つておるころの郵便局員にそういうことを根拠に葉摘り尋ねるといふ

○政府委員(井本台吉君) 聞いた内容にもよりますが、先ほど来申し上げましたように秘密の保持者に対して秘密を洩らせといふことを要求したり、或いは聞いたといふ場合には、それが直ちに犯罪になるとは限らないのです。これは例えば新聞記者がそういうふうな場合であれば、国家公務員に聞きに行つて、秘密のことを聞いて来たといふ場合には、新聞記者につきましては直ちに国家公務員法違反が成立します。勿論そういう場合に国家公務員法違反が常々成立するとは限らない、国家公務員と共謀でそういうふうな秘密の洩れを受けたといふ場合には、これは国家公務員法違反が成立する場合もありません。本件の場合におきまして、その態様々々によつていろ／＼な場合があるもので、先ほど来申し上げたわけでありませう。

○政府委員（井本台吉君）

○秋山長造君

○政府委員（井本台吉君）

173

○田中啓一君 関連して……。私は大

昭和二十九年五月二十九日

こととしてやられたかというて随分追

○政府委員(井本台吉君) 只今のよう

【参義完】

○蜜森順造君 私どもはこの法案全体

○委員長(内村清次君) 只今南建設政

Age Group	U.S. should take action (%)	U.S. should not take action (%)
18-29	85	15
30-49	75	25
50-69	65	35
70+	70	30

○笹森順造君 それではその建設省の

Age Group	Percentage of Respondents
18-29	85%
30-49	80%
50-69	75%
70+	70%

ます。つきまして私はこの建設省の關係のかたへ、或いは又この道路交通取締りに關する方面のかたへ、どちらでもよろしくございますから、先ず最近における交通事故の概要について御説明を願います。これはどちらが担当大臣であるか私はわかりませんが、そのことをお尋ねいたします。

○政府委員（斎藤昇君） 道路の交通の
なると申しますか、交通秩序を維持し
たしますためには、ただに交通を取締
るだけではなくて、交通施設、いわゆ
る幅員でありますとか、或いは交通の
いわゆる標示でありますとか、いろい
ろそういうた施設と關係を持つことは
勿論であります。殊に交通の場合には
自動車交通が一番大事でありますか
ら、従つて自動車の車体の検査であ
りますとか、そういうた事柄とも密接な
關係を持ちまして、ただ取締りだけで
はうまく参りませんこととお説の通り
だと思います。

○笹森順造君　そこで私はお尋ねいたしますが、例えば東京都における最近一年間の車両の数と、この死亡或いは負傷しましたものの、その表がありますならばここで御明示をお願いいたします。

○政府委員(斎藤勇君) 全国の車両の増加それから事故の増加状況、おわかりになるような資料をできるだけ速かにお手許に差上げたいと思います。

○**渡森順造君** それはいつまで御提出を願えますか、少なくとも最近三年間の車両の増加の状況、それぐらいならばできてゐるはずだと思ひますので……。

○政府委員（斎藤昇君） 一時間ばかりお待ちを願います。

○從義順造君　そこでこれはやはり交通取締りという面ばかりでなくて、今後國家の道路行政としては最も大事なことであり、而も又警察の實務に關して重大なる關係があると思いますので、その資料を拝見した上で又いろいろお伺いしたいと思います。そこで只今お話のありましたこれは道路の建設

といふものに対して深く考えを及ぼさなければならん、もとよりこれは一般国道もありましょう、或いは二級もありましょう。或いは又都道府県庁の業務を負うもの、地方の自治体のものもございましょうけれども、大体この道路の行政に關しまして只今齋藤長官から幅員の問題がありました、併しこれは単に幅員だけではない、つまり自動車に頻繁に往來します關係、私どもも自分の家庭から国会へ参りますまでも非常に近頃自動車の台数が殖えてゐることが目につくのであります。従いまして現在のような東京都のごとき

状況でよろしいのか、一方道というものもこれは東京郡内に多少きまつたようでありますけれども、やはりこれは諸外国の例において見るがごとく、この左側或いは右側をきめて、そうして或いは自動車路を作つて、更に自転車

道路を作りその上にこれが人道も作らなければならぬ、大体諸外国の大都市はここまでしなければならぬということになつておりますが、こういうこ

とは聞してこれは戦後なか／＼日本の道路建設の事業はうまく行つておりませんけれども、これは早速この方面に向つて手をかけなければ、いよ／＼交通事故というものは頻繁になつて来る

のではないか、こういうことを考えますので、それに対するところの基本的

な考え方について、建設大臣或いは次官から御意見を述べをお願いします。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。お尋ねの最近の交通幅源につきましては、この道路との関係につきましてこのお尋ねの通り最近自動車の車両の増加に非常に増加して参りますのみならず、自動車そのものも大型になりつつ

あるような状況で、以前のように幅員とか或いは舗装の程度ではまず交通危険防止という点からも遺憾の点が出て参るのでありますから、道路につきましてのいわゆる新設、改築、それから維持、管理というような問題につきましては建設大臣がこれを所管しておられますが、建設省におきまして最も最近の交通状態から勘案いたしますと、全国における道路につきまして、一、二級国道、重要地方道その他重要産業道路というように種類を分けまして、これがいわゆる新設、改築等につきまして五カ年計画を作っております。

す。本年二十九年度からこれに着手しておりますが、道路そのものにつぎましてのいわゆる幅員とか舗装の厚さとか或いは踏切の立体交叉とかいうような問題につぎましては、道路構造令というものによつてそれよくきめて行

かなければならんと思つております。今道路構造令につきまして所要の改正を加うるべく準備をしておるような次第でございます。何と申しまして、

全国の交通網の整備ということにつきましては、国家財政と大きな関係がございますので、これらを勘案いたしまして、できるだけ速かに五カ年計画を達成したい、こういうふうに考

えておるような次第であります。

○笹森順造君 只今のお話で、道路整

備五カ年計画をお立てである。これは果してその五カ年計画のうちにその計画の通りに行つても日本のこの車両の増加率と一体並行し、或いは必要性に間に合うかということなども私どもは多少懸念しておる。今までもすでにこの進んで参ります時間的なテンパと申しましようか、速度と申しましよう

うかこのほうが政府の施設よりも或いは又企画よりもずん／＼先に進んで行つておるといふような状況でありますので、これは一つ、できますならばこの特に交通事故防止の意味における関係を明らかにするために、せめても今お話のことがただ五カ年計画があるということだけでなくて、どういう計画においてこうなるといふような、先ほどから私お尋ねしておりましたのは、車両の増加率といふものを私は知りたかつた。そして又車両の増加率によつて起つて参ります事故の増加率といふものを聞きたかつた。そういう

ことを勘案いたしまして、それが極めて科学的に合法的に、この道路といふものの幅員にこの車の通ります何条列を通るかというようなことなど或いは又自動車道のほかに自転車道であるとか或いは歩道であるとかいうようなこ

とも考えなければならん。そこで、例えば都市計画などにおいても、今の五年計画において根本的にそこに施策がなければこの時勢の要求に間に合

んといふことを考えますと、今のお話をだけでも、ただ五カ年計画があるといふことだけであつたのでは、それはどういふことかよくわかりませんので、そのせめてもの基幹的になるところ

の具体的な案をこの私どもが法案を審議するに當つて伺えるかどうかを、

もう一度お尋ねいたします。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。道路整備五カ年計画は道路整備費の財源等に関する臨時措置法という法律に基づきましてこれは昨年の七月両院を通過して法律になつた法律でございますが、その法律に基いてできた計画でございます。大體昭和二十九年度

から五か年の間約二千六百億の金をはらして一、二級国道と重要地方道とそれに若干の産業道路と申しますものを対象にいたしまして、今日の交通に対処するように道路の改築、修築をやつて行こうという計画でございます。詳細につきましては、いづれ若し御要求でございますならば資料として出して差し支えないと考えておりますが、既に併し飽くまで建設省所管の道路の問題は道路の維持、管理、修築、改築という点が中心になっております。笹倉さんのお言葉のように交通機関が非常速に発達して道路の進歩がこれに遅れる

というところが従来はあつたというお話を、葉も拝承いたしましたのでありますが、自身も又そういうような点も考えております。一歩進みまして、現在の道整に應じたいわゆる交通制限をすべきかどうかという問題になつて参ります。

と、これは非常に大きな問題でありま
す。交通が大事か道路が大事かといふ
ような問題になつて参りまするので、
いろいろ議論は非常に多からうと存じ

ますが、進んで行く交通に対処すべく、道路のいわゆる改良又修築ということにつきましても、政府は決して等閑に附しておらない。国家財政の許す範囲内においてとにかくにも二千六百億

というような金額で五年の間に少くとも主要道路幹線網については自動車交

の二つの要求がここに丁度よいように並行して進むようであればこの道路取締という問題もうまく行かない。折角速度のある自動車を使つてもスピードをだん／＼僅かにしなければ事故がどうも頻発するというのであつてはいけない。速度を出しながら事故がないというほうに進めて行くことが必要だと考える。従いまして今警備部長のお話のありましたように、郊外の公道等においてはスピードを殖やすという要求は私は当然のことだと思ふ。そこで先ほど来この費用の問題が出て来ておるわけがあります。ところが何も

名において大都市間の自動車専用道路、そういうふうなものを着々やつております。現在すでに二十四本着手しております、すでに竣工したのもございまして、当分ここまだ三十三年か四年までその法律は続いて参るはずでございまして、こういうような特定道路の名で呼ばれておりますような道路が完成いたしますならば、市内におきます各種交通が混雑しておりますような道路につきましての緩和にも相当役に立つものに違いない、こういうふうな考えておるような次第でございまして。

す。殊に東京都におきまして丸の内界隈或いは日比谷附近というようなものの建物の建て方を考えますと、自動車を書くということは余り考えてできていないようなことは御指摘の通りと思います。で、この自動車の置き場所に使いますのはこれはいろいろな場所がございますが、都市計画といったしまして或る程度考えられて計画ができておるように考えておりますが、都市計画は主として東京都が中心になつてやり、これを監督しておるという立場に立つておりますので、詳細につきましては相談を受けるという程度で御

す。そこで道路取締令によつて現在のこの交通の左側、そうして人間は右側、対面というようなことが、これがしつくり行つておる、これでいいと思ふかどうか、この道路取締規則に關係を持つ担当官のその後のお考えを伺います。これは事故防止の上で非常に大事なもので、よく車にぶつかつたり何かいたしますので、その点についての變化に對する實際の運営についての御見解を伺います。

○政府委員(斎藤昇君) 御承知のように數年前に道路交通取締法を改正いたしましたして車は従前の通り左、人は右と

え、警視庁でありまするか国警でありまするか地方警でありまするか知りませんが、交通の取締りのために警官が道路においていろ／＼仕事をしています。私どももそれについていろ／＼指導されて車の運転なり歩行に便益を受けているのでありますが、このことのために大体警察のほうで要します人の労力と申しましようか、或いは又事務分掌の割合と申しましようか、これをほかの警察の仕事と比べて大体大まかにしてこの方面の人の勤務の時間の総合したものの割合、それからこれに對しますところのいろ／＼な費用の

これは外国の例ばかり言うわけではなく、諸外国における有料道路と申しましようか、つまり料金をとつて、もう一つこの点に關すること、問題を経つて具體的なこと、お尋ねしておきたいのであります。

満足の行くお答えはできませんけれども、丸の内などは日比谷公園の下に地下道を掘って自動車を置く場所を

いうように対面交通にいたしましたのでございませう。このときに果して今まで人が左を歩いておつたのを右を歩かせ

割合と、そういうものを概略的なものを基本的にただ私どもに参考になるものの御呈示を願います。

て、そうしてそれが専用道路になっているというようなことが考えられておるので、現にこれがヨーロッパにおいても知れん、併し単に道路を整備する

捨えるというような計画も考えられ
 て、いろいろ工夫をされておるよう
 なことは、正式に相談を受けておるこ

る、この習慣を變えることがどうであるかという論議が非常にございました。が、各国の、車両の多い国の状況を

○政府委員(山口喜雄君) 交通取締りに當つております警察官の割合でございまするが、これは御承知のように

でもアメリカにおいても盛んにやられておつて、そうして大きなニューヨーク市のようなところでもロンドンのように、自動車を置く場所がないというのと、自動車を置く場所がないというの

など、もどきいます。まだそれ以外にいろいろ自動車の置き場だけにつきまして特殊の考え方をやつたというような

調べてみますと、殆んど多くは対面交通になつております。確かに対面交通は交通事故を防止するに必要な方法

都市の警察と……全警察官の一割五、六分、二割近くおると思います。東京のように交通量の多いところにおきま

うなところでも、やはり有料道路があつて、そこを通るものは金を出すことによつて、その人たちが非常な便益を水面の利用を許可するということにつ

例は聞いておらんですが、日比谷公園の地下に自動車の置き場を置くというようなことは考えられておる

であるということがそれらの諸外国の実験に徴しましてはつきりいたしましたので、さような法の改正を行なつた

しては、これはところによりまして差違があるわけですが、最近警察におきましてはこの交通取締りとい

受けてやつておつて、あえて中央政府なり或いは又地方自治体なりが負担せずに行けるという状態があるの
いて或いは屋上を使うとか、或いは又更にこの水面を埋め立てをして使うとかかいうことの話が出ておるようでありま

ように聞いております。ただこういう
ような事業は地上物との関係におきま
してよほど計画を吟味いたさなければ

のでありますが、施行後まだ十分その習慣が切替えられておるとは考えられませんが、併し逐次これに慣れ

ますか、事故防止に非常にまあ力を注いで参つておるのでございます。従いまして人員或いは予算というような面

でありますが、こういうことについて道路五カ年整備計画の中に何か考えておることがあるかないかということなのですが、この点に關しまして建設省が関与することがあつたとするならば、或いは又その關係において何か意見でも

思わん支障も起きて参りますので、この点につきましては目下研究中というような状態でございます。

て参りまして、調査もいたしました結果によりまして、小学校の児童或いは学生あたりになると、むしろ

におきまして、できるだけそういう方面に差向けまして、事故を防止して参りたいと思つて努めておるような次第

お尋ねいたします。
○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。私矢急しておりまして申訳なかつたことについて一応伺っておきたいと思ひます。

○笹森順造君 問題の方向を變えまして、私どもの日常の交通に関することでお尋ねしたいのでありますが、人間

もう殆んど無意識的に右側を歩くというふうになつて參つておりますので、この方針を以て将来もずっと進ん

であります。

○委員長（内村清次君） 笹森委員にちよつと申し上げます。只今厚生大臣が出

つたのでありますが、建設省におきましても笹森さんの御趣旨も一昨年すでに特定道路整備事業法という法律がでうな交通を想定いたしましたのできてお

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。

の左側通行がいいのか、或いは対面交通がいいのかということで随分戦後に私どもはいろいろと交えられて、慣れ

で参りたい。そして対面交通によつて危害を少しでも少なくしたい、かように考えております。

席されましたから、厚生大臣、あなたの御要求の。

○笹森順造君 それでは折角厚生大臣

きておりまして、いわゆる質取道路の
らんことは御指摘の通りでございます

るまでにいろいろ困つたのであります。

○笹森順造君 現在のこの警察で、例

がおいでになつておれば、その方面の

関係のことをお尋ねしたいと思ひます。

この法律ではどうしてもこの警察法の目的を達するためには、やはりこの条文の中にも協力の義務ということが出てくるわけであり、この協力の義務はやはり日本の警察業務としてはいろいろ／＼な面において他の省との協力を得なければならぬ。このことで特に厚生大臣がおいでになつておるとお尋ねをいたしたい点がござい、それは御承知のように厚生省の下に属しますところの麻薬取締法による取締官というものが、毒物及び劇物取締法による取締官もある。覚醒剤取締法による取締官のこともあつてあります。これらのことは先ほど来私どもも挙げておりましたように、この法律が単に取締をし、犯罪人を容疑者を捕まへるというようなことばかりでなく、国民のやがて身体を保護し、又その生活の面においてもこれを明らな方面に指導して行かなければならぬ。こういう意味でこれがなされなければならぬと思ひます。従いましてこの国会におきましても覚醒剤の取締りのことなどは大きな問題として私どもはこれを審議して、この警察の仕事とこれは取締をし、弾圧をし、そしてこれを刑法の罰則の対象とするのではなくてこの時代においてこの法律が本当に国民の保護に当り得るような関係まで今の方面からとつて頂かなければならぬ。こういう意味で今の各方面の取締官とこの警察との関係について厚生大臣はどういう御方針を持つておいでなさるか、基本的なことを先ずお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(草壁隆國君) お尋ねの件

につきまして薬事関係は薬事監視員がいたしております。覚醒剤及び毒物劇物の関係はこれは普通一般の警察官が取締るといふことであります。ただ御指摘の麻薬取締と一般警察官との関係でございますが、麻薬犯罪は御案内のよう、その性質から鑑みまして極く量が少く、殊に隠匿するといふような、分りにくいといふような状態であり、分りますから、その取締りを行うに当りまして、これらの薬物の専門の知識が必要であるといふ立場に立ちまして、一般の警察のほかに麻薬取締官或いは大麻取締官に違反する罪なり或いはあへん喫煙に關する罪なり、又麻薬中毒によりましておこされた罪等につきまして、麻薬取締官を設けておるのであります。この警察権執行のためには麻薬取締法の第五十四条におきまして厚生省に百五十名以内の麻薬取締官を設けております。又都道府県を通じて百五十名以内の麻薬取締官を置くことといたしておりますのであります。もとより只今御指摘のよう、麻薬取締官はこれだけでは足りないで十分でありません。これを十分処理し得べき性質のものではないから、従つて一般の地方警察官も又これに當るべきものとなつておるのであります。これらの両者がその職務を行うに當りましては、互いに協力してお互いに協力し合つてなすといふことが麻薬取締法の五十四条の六項で規定してある次第でございます。従いまして両者の協力は実際上も現在まで円滑に行われておるのでございますが、協力の実情から申しますと

専らその目的のために長らくの間偵査をしなから、そしてその麻薬の特殊性に鑑みまして、これに當つて来るという状態に相成つて参りますので、それらの点は麻薬取締官がこれに當り、一般の司法警察官の協力を見ながらこれが摘発に當つて行くといふ状態ではないかと、この次第でございます。

○笹森順造君 大体それで各取締官のこの警察協力の説明をお話になつたわけであり、特にこの警察法との関連においてこれを今あります警察官に委託しておるようなことに關して、この法律の条文において特にそれを明記しなくても差支えないかどうか、私がこの法律を審議するに當つて他の警察活動を求めると明記してないが、それでよろしいものか、今お話をあつたこの新しい警察法に何かこれを明記しなければならぬといふ必要がありはせんかといふことが私のお尋ねの趣旨なのであります。その点について答へを願ひます。

○国務大臣(草壁隆國君) 麻薬取締法においていたしておりますから、特にこの法律において明記する必要はないと思ひます。

○笹森順造君 そこで特に今一番の苦になつておられますのは国会で審議になつております覚醒剤の問題で、これは担当大臣の多分心を傷めておられる問題だらうと思つてあります。戦争中、或いは戦後において年少者の十代の青少年に對しまして、この覚醒剤が使われたといふ過去の事実が多分御承知のことと思つてあります。大体この頃、この日本の十代の青少年の思想なり或いは又行動なり、或いは又社会秩序なり、私どもは警察のいろ

いろな御厄介になる者を見ますと、この覚醒剤において煩わすものが非常に多い、これを何とかして取締り或いはこれを保護しなければ日本の民族の、一つの悪い風俗習慣ができて来やしないか、アジアにおける或る一族が麻薬のために非常に苦しい状態に置かれておることは私どもは実に悲惨な事実として見ておつて、日本は今にしてこの覚醒剤の問題をはつきりとしなければ、これは大変なことだと思つて、そのことを憂へるわけであり、私どもは少なな警察事犯のこの十代の者の多くは、これによつて精神が錯乱し或いは窃盗をし、いろいろ／＼なことをしてこれに陥つておる者が非常に多い。ですから、警察の御厄介にならないようにするために、このことだけは少くとも担当大臣は熱心に考へてもらなければならぬ。ところがこの劇烈な麻薬のようなものは僅かな量で隠匿するといふものもあつて、これはなか／＼日本にはいろいろ規定なり法律がござい、安易であり、覚醒剤はこれは製法が頗る安易であり、原料に對しても他に必要なものがあつて入手するためにこれを保管するといふことは、必ずしも犯罪でない。ただその製造の工程において安易であるために、これがいわゆる予防的なことで十分警察でも研究されておつてもこの問題が起るものであります。これを根本的に対策をとつておかなければ由々しい問題が日本民族の上に起ればいかに、特に都市においてこれが甚だしい。こういうことについて何か根本的に対策をこの際に行かなければならぬと考へますので、この点について厚生大臣の御方針を明確に承つておき

たいと思ひます。

○国務大臣(草壁隆國君) お説のよう

な状態に相成つておりますので、覚醒剤の根絶といふ点につきまして、覚醒剤による中毒といふものの根絶といふことにつきまして、従来から意を用いたが何となく早くこれをいたして参りたいと考へております。従つてこれに對しまする処置をいたしましては、現在速かに医薬として用いておりますものは、年間僅かに三百六、七十グラムであります。そのほか巷間に中毒症状を呈しております原料となつております麻薬は全部密輸が多い密造のものであります。従つてこれが根絶を図るという点、現在確つておる人を治療するといふ点、このことを一般によく認識してもらつていふ点、この三点に集中すべきものである、こういう考へてもこの覚醒剤取締法等を修正して頂きまして、これが取締りを強化するといふ立法上の処置を一方はとつて頂きますと同時に、現在確つております者に対する治療といふ方向と、並び一般の認識を深める、この三者に全力を尽して参る予定で只今進めておる次第であります。

○笹森順造君 只今の御方針は是非強化して頂きたいと思つております。特に警察関係においてはすでに患者になつておつたものに對するこれを治療する方法、これは御承知の通り短い期間ならば一週間、或いは又一カ月くらいこれを監禁して、そしてこれをいさせんから非常に苦悶いたしてしまつても、遂にそれがまあ或る程度そこからは抜切ることができると、こういうやうな問題とか、併し性格の破綻者であ

りまするならば、或いは再び同じところに陥るかも知れませんけれども、そこに或る程度の機会を与えるというところは、これは普通の家庭ではなか／＼それができにくい、或いは病院でもなかなかこれを収容したい。そこで警察権を發動するということは、これはこの点においてこれは公正なものであると考える、必ずしもこれは残酷な方法ではない、従つて警察権の發動について、この点について今警察が警察権を發動してこの覚醒剤患者に対する監禁をして、或る期間これを治すためには力が足らんのではないか、この点について一体担当大臣の根本的なお考え方がどうであるか、又現在やつておることがどうであるかを厚生大臣並びに警察関係の大臣から、両方からお尋ねをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(草壁隆國君) 従ひまして、お尋ねの点誠に重大な点でございますので、今回のこの覚醒剤取締法の改正に当りまして、密造並びに密売する者を厳罰に処する。今回は七年以下の懲役というに改正して参議院の御議決を頂いた次第であります。又これを結局は治療するということが必要になつて参ります。本年度で精神病院及び病床を相当増設いたし、一種の精神病の症状を呈しておる場合が多いのでありますから、その範疇の人たちは、治療に當つてこれを治して行くという方法で参りたいと考えております。

ういう場合、保護をいたすべきこの権能を与えられる法律が必要であると思ひますが、この法律に伴ひまして、やはりこれを収容する機関が要る、収容能力と、又それと相携えて参りませんことには、その法律の趣旨が活かされないことだらうと思ひますので、よく厚生大臣のほうとも連絡いたしまして研究をいたしたいと思ひます。

○笹森順造君 厚生大臣に対するお尋ねの要点は、時間を節約する意味で、それだけにしておきます。

先ほど私が通告を受けまして、大蔵大臣が来ておられるということでありますが、如何でございましょうか。短かい時間だと来られるという通告を受けたのであります、如何でございましょうか。

○委員長(内村清次君) 只今の大蔵大臣のほうの政府委員室で連絡中でございますけれども、大臣にはまだ連絡がとれておられないと言つております。

○笹森順造君 それでは御連絡をお願いしまして、それまで私は保留いたしまして。

○秋山長造君 郵政監政局長見えておりますか。

○委員長(内村清次君) ちよつと待つて下さい。今来ておりましたが……、郵政省の監政局長齋藤君が来ております。

○秋山長造君 監政局長へお尋ねいたしたいと思ひます。先般来、新聞紙上でも警察官なり或いは公安調査官なりによるところの郵便物の不法不当な調査という問題が世間で大きく取上げられておる。で、この委員会におきましても、今回の警察法の問題と関連いたしまして、国警長官なり、或いは法務

省なり、公安調査庁なりの係官に来て頂きまして、いろ／＼と我々究明をいたしたのであります。併し何と言いましても郵便の問題になりますれば、あなた方が当事者、まあそういう立場から、あなたに数点に亘つて御質問をいたしたいと思ひます。私も、ああいう新聞記事を見まして、多少奇異に感じますことは、これらの事件、少くとも郵便法を守つて行かれるあなたがたとしては、これは生死にかかわる重大な問題でございまして、それらがどの一つとして郵政当局なり、或いは地方の郵政局なり、或いは又、地方の郵便的な立場におられるかた／＼からではなくして、多くが集配人自身或いは又全通信従業員組合というような方面から持ち出されている。で、この間も全通の委員長その他が国警長官のところへ参りまして、これらの問題について、いろ／＼と話し合ひができたさうであります。先ほど長官から、その内容についての御説明があつたよう、一体郵政省のまあ幹部といひますか、この責任を持つておられるかた／＼、これら問題についてはどういふようにお考えになり、又どういふようにか、この問題を扱つて来ておられるか、で、新聞が騒いだり世間が騒ぎ出して初めてそれ／＼の事件について調査をしたり、引き合はせたりするといふようなことは我々非常に不満を感じざるを得ない、その点について先ず……。

○政府委員(齋藤信一郎君) 只今の郵便物に関する調査の事件についての管理者側としての取扱をどうしているかという点についてのお尋ねと存じます

が、先般長野県の上田市におきまして、或る公安調査官がこの種の事件を起したということが起きました。それを機会にもと／＼こういふような郵便物に關して知り得た秘密を漏らしてはならないといふことは、郵便の取扱をする上において、最も守られなければならない点であることは、郵政省としても機会あるごとに下部にその徹底を図つて参つていふのであります。が、その事件の起きたのに鑑みまして、将来再びこういうことが起きて、それにうっかり応じたりして、間違つた取扱をしてはならないといふことの注意をいたしますために、念のための通牒を出しました。最近においてこれに類した事件があつたらば即刻郵政局から本省へ、又郵便局といたしましては、部下管下の郵便局から報告して参れということに、手配をいたした次第であります。

〔堀末治君、秋山長造君発言の許可を求む〕

○委員長(内村清次君) 発言中です、秋山君。

○政府委員(齋藤信一郎君) それではその通牒に従ひまして、下部の例えはさういふ事案に遭遇した係員が、郵便局長に申出で、郵便局長が郵政局へ申入れ、更に郵政局から本省へ参つていふといふたうなことで、多少その報告の時期がずれておきます間に、現地の全通等におきまして、いち早くこの問題を取上げたといふことのため、そちらのほうの発表が先になつてしまつたといふことが或いはあつたかと存するのであります。が、当方といたしましてはできるだけ早くさういふ報告を即刻いたすようにということを

下部に注意通達を流しておつた次第でございます。さう御了承願ひます。

〔堀末治君「議事進行について」と述ぶ〕

○委員長(内村清次君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(内村清次君) 速記を始め。

暫時休憩いたします。

午後五時九分休憩

午後八時五十八分開会

○委員長(内村清次君) 休憩前に引続き、地方行政委員会を開会いたします。

午後八時五十九分散会